

半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社みずほ銀行
(E03540)

目次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	8
4 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	38
3 【対処すべき課題】	39
4 【事業等のリスク】	40
5 【経営上の重要な契約等】	41
6 【研究開発活動】	44
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	45
第3 【設備の状況】	53
1 【主要な設備の状況】	53
2 【設備の新設、除却等の計画】	53
第4 【提出会社の状況】	54
1 【株式等の状況】	54
(1) 【株式の総数等】	54
【株式の総数】	54
【発行済株式】	54
(2) 【新株予約権等の状況】	58
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	58
(4) 【ライツプランの内容】	58
(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	59
(6) 【大株主の状況】	59
(7) 【議決権の状況】	60
【発行済株式】	60
【自己株式等】	60
2 【株価の推移】	61
3 【役員の状況】	61
第5 【経理の状況】	62
1 【中間連結財務諸表等】	63
(1) 【中間連結財務諸表】	63
【中間連結貸借対照表】	63
【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】	65
【中間連結株主資本等変動計算書】	67
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	70
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	72

【追加情報】	76
【注記事項】	77
【セグメント情報】	107
【関連情報】	111
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	112
【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	112
【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	112
(2)【その他】	115
2 【中間財務諸表等】	116
(1)【中間財務諸表】	116
【中間貸借対照表】	116
【中間損益計算書】	118
【中間株主資本等変動計算書】	119
【重要な会計方針】	122
【追加情報】	125
【注記事項】	126
(2)【その他】	135
第6 【提出会社の参考情報】	136
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	137
独立監査人の中間監査報告書	138

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月24日
【中間会計期間】	第10期中（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほ銀行
【英訳名】	Mizuho Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 塚本 隆史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)3596-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	主計部次長 濱田 勝彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)3596-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	主計部次長 濱田 勝彦
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度中間 連結会計期間	平成22年度中間 連結会計期間	平成23年度中間 連結会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	635,078	601,346	570,512	1,214,751	1,140,371
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	10,237	104,502	76,305	45,831	169,016
連結中間純利益	百万円	25,956	117,835	58,013		
連結当期純利益	百万円				55,714	140,072
連結中間包括利益	百万円		118,539	57,236		
連結包括利益	百万円					97,315
連結純資産額	百万円	1,992,467	2,134,666	2,488,322	2,036,642	2,481,918
連結総資産額	百万円	71,793,391	72,714,676	74,756,520	72,838,895	74,781,922
1株当たり純資産額	円	191,445.80	224,114.92	204,846.49	199,590.04	199,943.74
1株当たり中間純利益 金額	円	5,838.15	26,498.80	5,797.75		
1株当たり当期純利益 金額	円				11,032.09	30,671.93
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円			5,797.74		
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円					30,111.06
自己資本比率	%	2.10	2.27	2.74	2.13	2.67
連結自己資本比率 (国内基準)	%	12.77	13.01	15.05	12.88	14.91
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	4,949,282	540,957	1,702,382	7,506,691	1,943,656
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	4,978,547	546,975	3,452,321	7,492,858	173,427
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	99,061	117,481	75,801	64,641	225,292
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	1,621,815	1,518,729	2,146,329		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				1,630,546	3,972,610
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	29,110 [16,756]	28,823 [15,929]	28,015 [15,571]	28,344 [16,571]	27,595 [15,674]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	592,766	549,489	515,560	1,129,427	1,034,929
経常利益	百万円	19,074	89,283	54,205	88,875	138,475
中間純利益	百万円	53,833	127,017	17,604		
当期純利益	百万円				96,004	149,821
資本金	百万円	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000
発行済株式総数	千株	普通株式 4,446 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 4,446 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 10,006 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 4,446 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 10,006 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第十回第十三種優先株式 1,800
純資産額	百万円	1,554,150	1,707,874	2,059,041	1,596,823	2,050,771
総資産額	百万円	70,279,409	71,667,547	73,456,083	71,537,565	73,460,755
預金残高	百万円	54,372,942	54,674,470	56,207,106	55,761,093	56,261,351
債券残高	百万円	854,892	780,097	25,932	821,867	740,932
貸出金残高	百万円	33,305,979	33,279,008	31,977,021	32,467,647	33,376,277
有価証券残高	百万円	17,519,744	19,619,995	23,306,191	19,671,063	19,887,559
1株当たり中間純利益金額	円	12,108.26	28,563.71	1,759.35		
1株当たり当期純利益金額	円				20,093.34	32,806.66
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円			1,759.34		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円					32,206.75
1株当たり配当額	円	普通株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 - 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 42,000 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 - 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 42,000 第十回第十三種優先株式 16,000
自己資本比率	%	2.21	2.38	2.80	2.23	2.79
単体自己資本比率(国内基準)	%	12.99	13.09	15.25	12.97	15.02
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	19,489 [10,995]	19,518 [10,330]	19,698 [10,253]	18,943 [10,780]	18,969 [10,225]

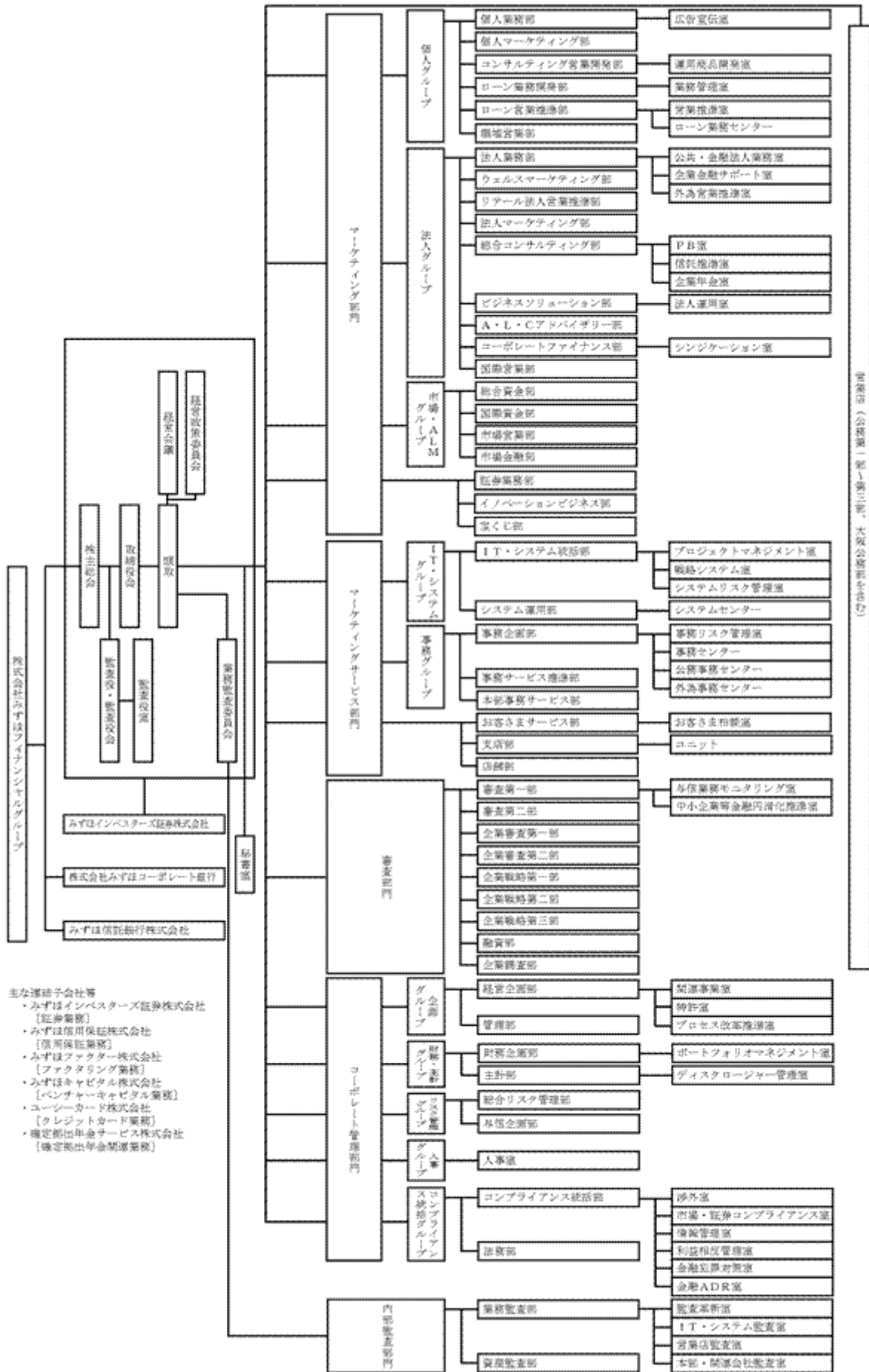
(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。
なお、当行の平成23年9月30日現在の組織を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



当行及び当行の主な関係会社を事業セグメント別に区分いたしますと、下記のとおりとなります。

(株)みずほ銀行

みずほインベスターズ証券グループ：みずほインベスターズ証券(株)

その他：みずほ信用保証(株)、みずほファクター(株)、みずほキャピタル(株)、ユーシーカード(株)、
確定拠出年金サービス(株)

3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社から子会社に変更となった重要な会社はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社から関連会社に変更となった重要な会社はありません。
- (3) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社に該当しないこととなった重要な会社は次のとおりであります。
MW 1号投資事業組合
- (4) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関連会社となった重要な会社（並びに新たに連結対象となった非連結子会社及び新たに持分法を適用した持分法非適用の非連結子会社及び関連会社）は次のとおりであります。

（連結子会社）

その他

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほエクイティストラテジー投資事業有限責任組合	東京都千代田区	60	金融業務	() []	-	-	-	-	-
みずほ東北産業育成投資事業有限責任組合	東京都千代田区	122	金融業務	() []	-	-	-	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社ありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

4【従業員の状況】

- (1) 連結会社における従業員数

平成23年9月30日現在

	みずほ銀行	みずほインベスターズ証券グループ	その他	合計
従業員数(人)	19,698 [10,253]	2,336 [241]	5,981 [5,077]	28,015 [15,571]

- (注) 1. みずほインベスターズ証券グループの従業員数には、みずほインベスターズ証券株式会社の連結会社の従業員数を含んでおります。また、その他の従業員には、みずほインベスターズ証券グループを除く連結会社の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。嘱託及び臨時従業員15,357人を含んでおりません。
3. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

- (2) 当行の従業員数

平成23年9月30日現在

従業員数(人)	19,698 [10,253]
---------	--------------------

- (注) 1. 従業員数は、行外への出向者を除き、行外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員35人(取締役兼務者の6人含まず)、嘱託及び臨時従業員10,109人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数(行外への出向者を含む)は17,979人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績

金融経済環境

当中間連結会計期間における経済情勢を顧みますと、米国では回復が極めて弱いものとなる一方、欧州においては財政問題等を背景に金融システムが不安定化し、実体経済へも影響が及びつつある等、世界経済は全体として回復が弱まってきております。

米国経済は、住宅市場や雇用環境の低迷が続いていることから、回復が極めて弱いものとなっております。先行きにつきましても住宅価格のさらなる下落や失業率の高止まり等によって下振れするリスクがあるほか、財政面でも債務上限に係る制約があり、景気対策を含めた今後の動向も不透明な状況にあります。欧州では、一部地域における財政問題を背景にソブリンリスクが顕在化しており、金融システムを不安定化させているほか、実体経済へも影響が及びつつあります。先行きにつきましても、欧州債務問題の抜本的かつ早期の解決は見込み難く、世界経済への影響が見極め難い状況にあります。また、アジアでは、中国における内需拡大が周辺諸国の輸出・生産増をもたらしていることから、減速しながらも引き続き高い成長率を維持しておりますが、欧米景気の減速の影響から成長鈍化の兆しも見え始めております。

日本経済につきましては、東日本大震災による落ち込みからの持ち直しが続いているものの、海外経済の回復が弱まっていること等を受けて、そのペースは緩やかになってきております。先行きにつきましても、資本ストックの復元需要といった押し上げ要因がある一方で、海外経済の下振れ、電力供給の制約、為替相場や株価の変動、デフレの長期化といった懸念もあり、景気が下押しされるリスクが残っております。

当中間連結会計期間（平成23年4月1日～平成23年9月30日）の概況

(ア) 連結の範囲

当中間連結会計期間の連結の範囲につきましては、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は34社、持分法適用関連会社は10社であります。

(イ) 業績の概要

当中間連結会計期間の業績は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（平成23年4月1日～平成23年9月30日）の連結損益状況

既述の金融経済環境のもと、みずほフィナンシャルグループの連結中間純利益は前年同期比870億円減少し、2,546億円となりました。

当行の連結業績について見ますと、当中間連結会計期間の経常収益は前年同期比308億円減少し5,705億円となりました。主な内訳は、資金運用収益が貸出金利回りの低下等により同290億円減少の3,295億円、役員取引等収益が同73億円減少の1,143億円、特定取引収益が同193億円減少の367億円、その他業務収益が同105億円減少の366億円、などとなっております。

一方、経常費用は前年同期比26億円減少の4,942億円となりました。これは、資金調達費用が金利低下等により同134億円減少の378億円、役員取引等費用が同5億円減少の324億円、その他業務費用が同81億円減少の202億円、営業経費が同22億円減少の3,270億円、その他経常費用が、同218億円増加の765億円となったこと、などによるものであります。これらにより、連結経常利益は同281億円減少の763億円となりました。

特別利益は、前年同期比132億円減少の61億円、特別損失は、同17億円減少の18億円となった結果、税金等調整前中間純利益は同397億円減少の806億円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前年同期比3億円減少の26億円となり、法人税等調整額は、同226億円増加して118億円、少数株主利益は同22億円減少し80億円となりました。

以上の結果、連結中間純利益は前年同期比598億円減少の580億円となりました。

当中間連結会計期間（平成23年9月30日現在）の連結貸借対照表

[資産の部]

有価証券が前連結会計年度末比3兆3,856億円増加の23兆364億円となりましたが、貸出金が同1兆3,868億円減少の31兆9,535億円となったこと、などにより資産の部合計は同254億円減少の74兆7,565億円となりました。

[負債の部]

借入金が前連結会計年度末比7,942億円減少の4兆7,013億円、預金が同497億円減少の56兆1,725億円となったこと、などにより負債の部合計は同318億円減少の72兆2,681億円となりました。

[純資産の部]

純資産の部合計は、前連結会計年度末比64億円増加の2兆4,883億円、1株当たり純資産額は204,846円49銭となりました。

自己資本比率

当中間連結会計期間末のバーゼル 連結自己資本比率（国内基準）は15.05%、バーゼル 単体自己資本比率（国内基準）は15.25%となりました。

セグメントの状況

当行グループは事業セグメントを当行単体、みずほインベスターズ証券グループ、その他に分類しておりません。

連結業務粗利益は4,267億円で、その内訳は、当行単体3,822億円、みずほインベスターズ証券グループ214億円、その他230億円となっております。

連結業務純益（一般貸倒引当金繰入前）は1,162億円で、その内訳は、当行単体1,059億円、みずほインベスターズ証券グループ8億円、その他94億円となっております。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少等を反映し1兆7,023億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得・売却・償還等を反映し3兆4,523億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還等を反映し758億円の支出となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、2兆1,463億円となっております。

(1)国内・海外別収支

国内の資金運用収支は2,834億円、海外の資金運用収支は82億円となり、資金運用収支の合計（相殺消去後）は2,916億円となりました。また、役務取引等収支は818億円、特定取引収支は367億円、その他業務収支は163億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	298,756	8,371	134	307,262
	当中間連結会計期間	283,472	8,202	15	291,691
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	358,621	9,873	9,873	358,621
	当中間連結会計期間	329,585	9,649	9,649	329,585
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	59,865	1,501	10,007	51,359
	当中間連結会計期間	46,113	1,446	9,665	37,894
役務取引等収支	前中間連結会計期間	88,623	26	0	88,596
	当中間連結会計期間	81,886	25	4	81,866
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	121,648		17	121,631
	当中間連結会計期間	114,334		10	114,324
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	33,024	26	16	33,034
	当中間連結会計期間	32,447	25	15	32,457
特定取引収支	前中間連結会計期間	56,132			56,132
	当中間連結会計期間	36,775			36,775
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	56,132			56,132
	当中間連結会計期間	36,775			36,775
うち特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
その他業務収支	前中間連結会計期間	18,785	18		18,766
	当中間連結会計期間	16,405	18		16,387
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	47,186			47,186
	当中間連結会計期間	36,638			36,638
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	28,401	18		28,420
	当中間連結会計期間	20,232	18		20,250

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(2)国内・海外別資金運用 / 調達の状況

国内の資金運用勘定の平均残高は66兆3,548億円となり、主な内訳として貸出金32兆3,186億円、有価証券21兆5,167億円となりました。海外の資金運用勘定の平均残高は5,231億円となりました。また利回りは、国内で0.99%、海外で3.68%となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は66兆7,435億円となり、主な内訳として預金で55兆9,424億円となりました。海外の資金調達勘定の平均残高は880億円となりました。また、利回りは国内で0.13%、海外で3.27%となりました。

国内・海外合算ベースで相殺消去額を控除してみますと、資金運用勘定の平均残高は66兆3,460億円、利息は3,295億円、利回りは0.99%となりました。他方、資金調達勘定の平均残高は66兆3,084億円、利息は378億円、利回りは0.11%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	63,750,431	358,621	1.12
	当中間連結会計期間	66,354,821	329,585	0.99
うち貸出金	前中間連結会計期間	32,752,834	252,474	1.53
	当中間連結会計期間	32,318,669	234,616	1.44
うち有価証券	前中間連結会計期間	19,195,987	57,761	0.60
	当中間連結会計期間	21,516,752	56,708	0.52
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	8,646,748	17,748	0.40
	当中間連結会計期間	8,640,191	14,712	0.33
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	4,321	2	0.11
	当中間連結会計期間	4,198	2	0.10
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	399,077	253	0.12
	当中間連結会計期間	508,307	379	0.14
うち預け金	前中間連結会計期間	936,724	3,107	0.66
	当中間連結会計期間	1,827,330	3,310	0.36
資金調達勘定	前中間連結会計期間	65,428,002	59,865	0.18
	当中間連結会計期間	66,743,545	46,113	0.13
うち預金	前中間連結会計期間	55,060,457	30,212	0.10
	当中間連結会計期間	55,942,469	19,043	0.06
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,816,741	1,345	0.14
	当中間連結会計期間	1,231,526	583	0.09
うち債券	前中間連結会計期間	802,700	1,607	0.39
	当中間連結会計期間	156,330	339	0.43
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,427,750	652	0.09
	当中間連結会計期間	1,288,123	537	0.08
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	189,324	110	0.11
	当中間連結会計期間	19,973	9	0.09
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	2,121,738	2,038	0.19
	当中間連結会計期間	1,983,690	1,987	0.19
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	3,142,758	15,324	0.97
	当中間連結会計期間	5,299,091	15,444	0.58

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	547,393	9,873	3.59
	当中間連結会計期間	523,111	9,649	3.68
うち貸出金	前中間連結会計期間	547,393	9,873	3.59
	当中間連結会計期間	523,111	9,649	3.68
うち有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	108,550	1,501	2.75
	当中間連結会計期間	88,000	1,446	3.27
うち預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1. 平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	64,297,825	556,206	63,741,618	368,494	9,873	358,621	1.12
	当中間連結会計期間	66,877,933	531,918	66,346,015	339,235	9,649	329,585	0.99
うち貸出金	前中間連結会計期間	33,300,228	547,393	32,752,834	262,347	9,873	252,474	1.53
	当中間連結会計期間	32,841,781	523,111	32,318,669	244,265	9,649	234,616	1.44
うち有価証券	前中間連結会計期間	19,195,987	8,812	19,187,174	57,761	0	57,761	0.60
	当中間連結会計期間	21,516,752	8,806	21,507,945	56,708	0	56,707	0.52
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	8,646,748		8,646,748	17,748		17,748	0.40
	当中間連結会計期間	8,640,191		8,640,191	14,712		14,712	0.33
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	4,321		4,321	2		2	0.11
	当中間連結会計期間	4,198		4,198	2		2	0.10
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	399,077		399,077	253		253	0.12
	当中間連結会計期間	508,307		508,307	379		379	0.14
うち預け金	前中間連結会計期間	936,724		936,724	3,107		3,107	0.66
	当中間連結会計期間	1,827,330		1,827,330	3,310		3,310	0.36
資金調達勘定	前中間連結会計期間	65,536,552	547,393	64,989,158	61,366	10,007	51,359	0.15
	当中間連結会計期間	66,831,545	523,111	66,308,433	47,559	9,665	37,894	0.11
うち預金	前中間連結会計期間	55,060,457		55,060,457	30,212		30,212	0.10
	当中間連結会計期間	55,942,469		55,942,469	19,043		19,043	0.06
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,816,741		1,816,741	1,345		1,345	0.14
	当中間連結会計期間	1,231,526		1,231,526	583		583	0.09
うち債券	前中間連結会計期間	802,700		802,700	1,607		1,607	0.39
	当中間連結会計期間	156,330		156,330	339		339	0.43
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,427,750		1,427,750	652		652	0.09
	当中間連結会計期間	1,288,123		1,288,123	537		537	0.08
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	189,324		189,324	110		110	0.11
	当中間連結会計期間	19,973		19,973	9		9	0.09
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	2,121,738		2,121,738	2,038		2,038	0.19
	当中間連結会計期間	1,983,690		1,983,690	1,987		1,987	0.19
うち商業 ル・ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	3,142,758	547,393	2,595,364	15,324	10,007	5,316	0.40
	当中間連結会計期間	5,299,091	523,111	4,775,979	15,444	9,665	5,779	0.24

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(3)国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は1,143億円で、主な内訳として為替業務410億円、証券関連業務267億円、預金・債券・貸出業務134億円となりました。また、役務取引等費用は324億円で、そのうち為替業務が162億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	121,648		17	121,631
	当中間連結会計期間	114,334		10	114,324
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	16,353			16,353
	当中間連結会計期間	13,441			13,441
うち為替業務	前中間連結会計期間	42,886			42,886
	当中間連結会計期間	41,042			41,042
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	26,030			26,030
	当中間連結会計期間	26,703			26,703
うち代理業務	前中間連結会計期間	5,775			5,775
	当中間連結会計期間	5,042			5,042
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	2,774			2,774
	当中間連結会計期間	2,694			2,694
うち保証業務	前中間連結会計期間	7,003			7,003
	当中間連結会計期間	6,459			6,459
役務取引等費用	前中間連結会計期間	33,024	26	16	33,034
	当中間連結会計期間	32,447	25	15	32,457
うち為替業務	前中間連結会計期間	16,659			16,659
	当中間連結会計期間	16,239			16,239

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益はすべて国内で367億円となり、主な内訳として特定金融派生商品収益250億円、商品有価証券収益106億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	56,132			56,132
	当中間連結会計期間	36,775			36,775
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	14,640			14,640
	当中間連結会計期間	10,621			10,621
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	682			682
	当中間連結会計期間	378			378
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	40,115			40,115
	当中間連結会計期間	25,062			25,062
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	693			693
	当中間連結会計期間	713			713
特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

特定取引資産・負債の内訳（未残）

特定取引資産はすべて国内で1兆5,358億円となり、主な内訳として商品有価証券4,820億円、特定金融派生商品3,223億円となりました。また、特定取引負債はすべて国内で6,681億円となり、主な内訳として売付商品債券3,556億円、特定金融派生商品2,929億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	1,612,539			1,612,539
	当中間連結会計期間	1,535,895			1,535,895
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	522,598			522,598
	当中間連結会計期間	482,092			482,092
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	412			412
	当中間連結会計期間	361			361
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	15,567			15,567
	当中間連結会計期間	19,210			19,210
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	331,059			331,059
	当中間連結会計期間	322,333			322,333
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	742,901			742,901
	当中間連結会計期間	711,896			711,896
特定取引負債	前中間連結会計期間	578,455			578,455
	当中間連結会計期間	668,164			668,164
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	271,280			271,280
	当中間連結会計期間	355,646			355,646
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	726			726
	当中間連結会計期間	311			311
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	15,421			15,421
	当中間連結会計期間	19,243			19,243
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	291,027			291,027
	当中間連結会計期間	292,963			292,963
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況
 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	54,636,862			54,636,862
	当中間連結会計期間	56,172,516			56,172,516
うち流動性預金	前中間連結会計期間	31,320,305			31,320,305
	当中間連結会計期間	32,700,216			32,700,216
うち定期性預金	前中間連結会計期間	21,374,015			21,374,015
	当中間連結会計期間	21,566,092			21,566,092
うちその他	前中間連結会計期間	1,942,541			1,942,541
	当中間連結会計期間	1,906,208			1,906,208
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,496,780			1,496,780
	当中間連結会計期間	722,630			722,630
総合計	前中間連結会計期間	56,133,642			56,133,642
	当中間連結会計期間	56,895,146			56,895,146

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3. 預金の区分は次のとおりであります。
 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(6) 国内・海外別債券残高の状況
 債券の種類別残高（未残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほ銀行債券	前中間連結会計期間	780,097		780,097
	当中間連結会計期間	25,932		25,932
合計	前中間連結会計期間	780,097		780,097
	当中間連結会計期間	25,932		25,932

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3. 利付みずほ銀行債券には、「利付みずほ銀行債券（利子一括払）」を含んでおります。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	貸出金残高 （百万円）	構成比（％）	貸出金残高 （百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	33,254,955	100.00	31,953,592	100.00
製造業	2,870,349	8.63	2,754,714	8.62
農業、林業	22,648	0.07	27,087	0.08
漁業	980	0.00	1,054	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	5,721	0.02	5,319	0.02
建設業	509,978	1.53	495,218	1.55
電気・ガス・熱供給・水道業	61,479	0.19	60,205	0.19
情報通信業	331,681	1.00	313,404	0.98
運輸業、郵便業	1,049,548	3.16	1,166,407	3.65
卸売業、小売業	3,482,529	10.47	3,406,732	10.66
金融業、保険業	2,248,453	6.76	1,947,629	6.10
不動産業	3,348,785	10.07	3,148,781	9.85
物品賃貸業	196,823	0.59	182,968	0.57
各種サービス業	2,195,580	6.60	2,021,871	6.33
地方公共団体	949,715	2.86	1,032,667	3.23
政府等	4,296,799	12.92	3,772,870	11.81
その他	11,683,886	35.13	11,616,665	36.36
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	33,254,955		31,953,592	

（注）１．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

２．「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成22年9月30日	対象国なし	
	（資産の総額に対する割合：％）	
平成23年9月30日	対象国なし	
	（資産の総額に対する割合：％）	

（注）「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

（8）国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	13,843,540		13,843,540
	当中間連結会計期間	17,249,305		17,249,305
地方債	前中間連結会計期間	170,121		170,121
	当中間連結会計期間	183,726		183,726
社債	前中間連結会計期間	2,573,736		2,573,736
	当中間連結会計期間	2,740,820		2,740,820
株式	前中間連結会計期間	817,070		817,070
	当中間連結会計期間	762,223		762,223
その他の証券	前中間連結会計期間	1,982,061		1,982,061
	当中間連結会計期間	2,100,333		2,100,333
合計	前中間連結会計期間	19,386,531		19,386,531
	当中間連結会計期間	23,036,410		23,036,410

（注）1．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2．「海外」とは、海外連結子会社であります。

3．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	421,693	382,218	39,474
経費(除く臨時処理分)	279,368	276,263	3,104
人件費	93,812	95,439	1,626
物件費	169,783	164,892	4,891
税金	15,771	15,932	160
業務純益(一般貸倒引当金純繰入前)	142,325	105,954	36,370
一般貸倒引当金純繰入額			
業務純益	142,325	105,954	36,370
うち国債等債券損益	28,872	16,974	11,898
臨時損益	53,041	51,749	1,292
株式等関係損益	6,258	5,192	1,066
不良債権処理額	25,306	13,899	11,406
貸倒引当金戻入益等		21,393	21,393
その他	21,476	54,050	32,573
経常利益	89,283	54,205	35,077
特別損益	25,312	29,487	54,799
うち固定資産処分損益	732	918	185
うち減損損失	1,633	841	792
うち貸倒引当金戻入益等	28,113		28,113
うち投資損失引当金戻入益	9		9
税引前中間純利益	114,595	24,718	89,877
法人税、住民税及び事業税	247	219	28
法人税等調整額	12,669	6,894	19,563
法人税等合計	12,421	7,113	19,535
中間純利益	127,017	17,604	109,412

与信関係費用	(前期: + +)	2,807	7,493	4,685
	(当期: + +)			

(参考) 与信関係費用の内訳

一般貸倒引当金純繰入額	16,341	12,356	3,985
貸出金償却	8,439	2,057	6,381
個別貸倒引当金純繰入額	4,229	2,086	2,143
その他債権売却損等	865	719	146
合計	2,807	7,493	4,685

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金純繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び経費のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 従来「特別損益」に含めておりました「貸倒引当金戻入益等」()について、当期から「貸倒引当金戻入益等」()として表示しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況」中、2「(1)中間財務諸表」の「追加情報」に記載しております。

6. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金純繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)

7. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金純繰入額(株式対応分) ± 金融派生商品損益(株式関連)

8. 投資損失引当金が戻入超の場合は、以下のとおりであります。

(前期) 投資損失引当金戻入益を特別損益として計上しており、国債等債券損益・株式等関係損益には投資損失引当金純繰入額は含まれません。

(当期) 投資損失引当金戻入益(債券対応分)を臨時損益の「その他」として計上、投資損失引当金戻入益(株式対応分)を臨時損益の「株式等関係損益」として計上しており、国債等債券損益・株式等関係損益には投資損失引当金純繰入額は含まれません。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.04	0.93	0.11
(イ)貸出金利回	1.49	1.41	0.08
(ロ)有価証券利回	0.48	0.43	0.05
(2) 資金調達原価(含む経費)	0.99	0.91	0.07
(イ)預金債券等原価(含む経費)	1.04	0.99	0.04
預金債券等利回	0.11	0.06	0.04
(ロ)外部負債利回	0.25	0.19	0.05
(3) 総資金利鞘	-	0.05	0.01
(4) 預貸金利鞘	-	0.45	0.42
(5) 預貸金利回差	-	1.38	1.34

(注) 1. 「国内業務部門」とは、円建取引であります。

2. 「貸出金利回」は、金融機関向け貸出金((株)みずほフィナンシャルグループを含む)を控除してあります。

3. 「預金債券等」には、譲渡性預金を含んであります。

4. 「外部負債」= コールマネー + 売現先勘定 + 借入金

3. 自己資本利益率(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金純繰入前)	28.6	10.2	18.3
業務純益ベース	28.6	10.2	18.3
中間純利益ベース	25.5	1.7	23.8

(注)

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益等(1) - 普通株主に帰属しない金額(2)}}{\{(\text{期首株主資本および評価・換算差額等} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末株主資本および評価・換算差額等} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\}} \times 100$$

(1) 中間純利益等 × 365日 / 183日

(2) 剰余金の配当による優先配当額等

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	54,674,470	56,207,106	1,532,635
預金(平残)	55,100,590	55,979,288	878,698
債券(未残)	780,097	25,932	754,165
債券(平残)	802,700	156,330	646,369
貸出金(未残)	33,279,008	31,977,021	1,301,987
貸出金(平残)	32,785,402	32,348,280	437,122

(2)個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	33,504,251	34,935,523	1,431,272
一般法人	18,513,700	18,488,174	25,525
金融機関・政府公金	2,630,769	2,743,300	112,530
合計	54,648,720	56,166,998	1,518,277

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達整理前の計数です。

(3)消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	12,100,054	11,940,156	159,898
うち住宅ローン残高	11,126,747	11,024,527	102,220
うち居住用住宅ローン残高	10,161,200	10,166,012	4,812
うちその他ローン残高	973,307	915,629	57,678

(4)中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金比率	%	68.8	70.8	2.0
中小企業等貸出金残高	百万円	22,911,371	22,670,705	240,666

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

なお、貸出金残高には、(株)みずほフィナンシャルグループ向け貸出金(当中間会計期間700,000百万円、前中間会計期間700,000百万円)は含まれておりません。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	286	3,545	244	3,275
信用状	6,641	79,994	6,623	96,536
保証	8,897	885,430	8,863	838,222
計	15,824	968,970	15,730	938,033

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては先進的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	700,000	700,000
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	681,432	1,057,242
	利益剰余金	160,804	243,309
	自己株式()	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	379	367
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	473,152	432,937
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	426,189	423,082
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	1,297	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	2,359	1,795
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	39,265	43,417
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	1,972,847	2,388,644
	繰延税金資産の控除金額()(注2)	-	-
計 (A)	1,972,847	2,388,644	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注3)	157,500	157,500	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	83,807	82,100
	一般貸倒引当金	1,669	1,590
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	1,088,616	991,990
	うち永久劣後債務(注4)	263,700	199,300
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	824,916	792,690
	計	1,174,092	1,075,680
うち自己資本への算入額 (B)	1,174,092	1,075,680	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注6) (D)	90,516	100,965
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	3,056,423	3,363,359

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	19,155,196	18,248,419
	オフ・バランス取引等項目	2,873,523	2,449,285
	信用リスク・アセットの額 (F)	22,028,720	20,697,705
	マーケット・リスク相当額に係る額 (G)	96,667	104,382
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	7,733	8,350
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (I)	1,357,248	1,540,577
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	108,579	123,246
	信用リスク・アセット調整額 (K)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	-	-
	計((F)+(G)+(I)+(K)+(L)) (M)	23,482,636	22,342,664
連結自己資本比率(国内基準) = E / M × 100 (%)		13.01	15.05
(参考) Tier 1 比率 = A / M × 100 (%)		8.40	10.69

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 「繰延税金資産の純額に相当する額」は平成22年9月30日現在275,874百万円、平成23年9月30日現在247,406百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成22年9月30日現在394,569百万円、平成23年9月30日現在477,728百万円であります。
3. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	700,000	700,000
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	490,707	490,707
	その他資本剰余金	190,725	566,535
	利益準備金	1,332	1,332
	その他利益剰余金	215,210	257,872
	その他	426,648	423,637
	自己株式（ ）	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	2,359	1,795
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	90,684	91,894
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	1,931,580	2,346,395
	繰延税金資産の控除金額（ ）（注2）	-	-
計（A）	1,931,580	2,346,395	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注3）	157,500	157,500	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	426,189	423,082	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	83,807	82,100
	一般貸倒引当金	813	860
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	1,088,700	992,300
	うち永久劣後債務（注4）	263,700	199,300
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注5）	825,000	793,000
	計	1,173,320	1,075,261
うち自己資本への算入額（B）	1,173,320	1,075,261	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額（C）	-	-
控除項目	控除項目（注6）（D）	136,260	141,826
自己資本額	（A）+（B）+（C）-（D）（E）	2,968,639	3,279,830

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	18,863,383	17,954,530
	オフ・バランス取引等項目	2,691,773	2,251,352
	信用リスク・アセットの額 (F)	21,555,156	20,205,883
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	59,841	64,330
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	4,787	5,146
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	1,055,101	1,224,129
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	84,408	97,930
	信用リスク・アセット調整額 (K)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	-	-
	計((F) + (G) + (I) + (K) + (L)) (M)	22,670,099	21,494,344
単体自己資本比率(国内基準) = E / M × 100 (%)		13.09	15.25
(参考) Tier 1 比率 = A / M × 100 (%)		8.52	10.91

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 「繰延税金資産に相当する額」は平成22年9月30日現在258,715百万円、平成23年9月30日現在236,539百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成22年9月30日現在386,316百万円、平成23年9月30日現在469,279百万円であります。
3. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれておりません。

() 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited (以下、「MPCA」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCA優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし
任意償還	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(ステップアップ配当なし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日
発行総額	636億円
払込日	平成14年2月14日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPCAに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がMPCAに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がMPCAに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。
分配可能額制限	当行がMPCAに対して、分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合、配当は可処分分配可能額(注3)に制限される。
配当制限	当行優先株式(注2)への配当が減額された場合には本MPCA優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式(注2)と同格

(注) 1. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行が各発行体に対して交付する証明書(ただし、損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当行の裁量による)であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の終了を内容とする更生計画の許可がなされた場合、 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、 監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 可処分分配可能額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から、ある事業年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、ある事業年度に当行優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。)の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券(注6)がMPCAとの関連で有するのと同格の劣後性を有する証券(以下、「パラレル証券」という。)が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。調整後の可処分分配可能額 = 可処分分配可能額 × (パリティ優先出資証券(注6)の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券(注6)の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4. 分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該事業年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

5. 強制配当日

当行普通株式について配当がなされた事業年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6. パリティ優先出資証券

MPCAが発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCA優先出資証券と同じである優先出資証券及び本MPCA優先出資証券の総称。

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	MHBK Capital Investment (USD) 1 Limited (以下、「BKCI(USD) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本BKCI(USD) 1 優先出資証券」という。)	MHBK Capital Investment (JPY) 1 Limited (以下、「BKCI(JPY) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本BKCI(JPY) 1 優先出資証券」という。)	MHBK Capital Investment (JPY) 2 Limited (以下、「BKCI(JPY) 2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本BKCI(JPY) 2 優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成30年6月の配当計算日（注14）を初回とし、以降各配当計算日（注14）に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初10年間は固定配当（ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成30年6月より後に到来する配当計算日（注14）以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月の最終営業日の前営業日及び12月の最終営業日（12月31日を除く。）の前営業日
発行総額	432百万米ドル	1,200億円	825億円
払込日	平成18年3月13日	平成19年1月12日	平成20年1月11日
配当停止条件	<p>（強制配当停止・減額事由）</p> <p>当行に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当行の可処分分配可能額（注11）が不足し、または当行優先株式（注12）への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>（任意配当停止・減額事由）</p> <p>当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がBKCI(USD) 1 に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がBKCI(USD) 1 に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>（強制配当停止・減額事由）</p> <p>当行に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当行の可処分分配可能額（注13）が不足し、または当行優先株式（注12）への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>（任意配当停止・減額事由）</p> <p>当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がBKCI(JPY) 1 に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がBKCI(JPY) 1 に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>（強制配当停止・減額事由）</p> <p>当行に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当行の可処分分配可能額（注15）が不足し、または当行優先株式（注12）への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>（任意配当停止・減額事由）</p> <p>当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がBKCI(JPY) 2 に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がBKCI(JPY) 2 に対して配当停止通知を送付した場合</p>

強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本BKCI(USD) 1 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本BKCI(JPY) 1 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本BKCI(JPY) 2 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本BKCI(USD) 1 優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注11)の範囲で支払われる。	本BKCI(JPY) 1 優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注13)の範囲で支払われる。	本BKCI(JPY) 2 優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注15)の範囲で支払われる。
配当制限	当行優先株式(注12)への配当が減額された場合には本BKCI(USD) 1 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式(注12)への配当が減額された場合には本BKCI(JPY) 1 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式(注12)への配当が減額された場合には本BKCI(JPY) 2 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式(注12)と同格	当行優先株式(注12)と同格	当行優先株式(注12)と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limited (以下、「BKCI(JPY) 3」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本BKCI(JPY) 3優先出資証券」という。)	MHBK Capital Investment (JPY) 4 Limited (以下、「BKCI(JPY) 4」といい、以下に記載される優先出資証券を「本BKCI(JPY) 4優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成31年6月の配当計算日（注14）を初回とし、以降各配当計算日（注14）に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成27年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	Series A 当初10年間は固定配当（ただし、平成31年6月より後に到来する配当計算日（注14）以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） Series B 当初10年間は固定配当（ただし、平成31年6月より後に到来する配当計算日（注14）以降は変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初7年間は固定配当（ただし、平成27年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月の最終営業日の前営業日及び12月の最終営業日（12月31日を除く。）の前営業日	平成21年3月31日並びに毎年6月30日及び12月30日
発行総額	Series A 750億円 Series B 160億円	350億円
払込日	平成20年7月11日	平成20年12月29日
配当停止条件	（強制配当停止・減額事由） 当行に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当行の可処分分配可能額（注16）が不足し、または当行優先株式（注12）への配当が停止もしくは減額された場合 （任意配当停止・減額事由） 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がBKCI(JPY) 3に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がBKCI(JPY) 3に対して配当停止通知を送付した場合	（強制配当停止・減額事由） 当行に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当行の可処分分配可能額（注17）が不足し、または当行優先株式（注12）への配当が停止もしくは減額された場合 （任意配当停止・減額事由） 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がBKCI(JPY) 4に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がBKCI(JPY) 4に対して配当停止通知を送付した場合

強制配当事由	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本BKCI (JPY) 3 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本BKCI (JPY) 4 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本BKCI (JPY) 3 優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額（注16）の範囲で支払われる。	本BKCI (JPY) 4 優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額（注17）の範囲で支払われる。
配当制限	当行優先株式（注12）への配当が減額された場合には本BKCI (JPY) 3 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注12）への配当が減額された場合には本BKCI (JPY) 4 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式（注12）と同格	当行優先株式（注12）と同格

（注）7．清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8．更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9．支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10．公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

11．本BKCI (USD) 1 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本BKCI (USD) 1 優先出資証券への満額配当金額と、本BKCI (USD) 1 優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKCI (USD) 1 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券（同等証券）についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本BKCI (USD) 1 優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKCI (USD) 1 優先出資証券および6月の本BKCI (USD) 1 優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI (USD) 1 優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本BKCI (USD) 1 優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12．当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

13. 本BKCI (JPY) 1 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本BKCI (JPY) 1 優先出資証券への満額配当金額と、本BKCI (JPY) 1 優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKCI (JPY) 1 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本BKCI (JPY) 1 優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKCI (JPY) 1 優先出資証券および6月の本BKCI (JPY) 1 優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI (JPY) 1 優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本BKCI (JPY) 1 優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

14. 配当計算日

毎年6月30日及び12月30日

15. 本BKCI (JPY) 2 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本BKCI (JPY) 2 優先出資証券への満額配当金額と、本BKCI (JPY) 2 優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKCI (JPY) 2 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本BKCI (JPY) 2 優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKCI (JPY) 2 優先出資証券および6月の本BKCI (JPY) 2 優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI (JPY) 2 優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本BKCI (JPY) 2 優先出資証券への配当支払日の直後の配当計算日(注14)の翌日から12月の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

16. 本BKCI (JPY) 3 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本BKCI (JPY) 3 優先出資証券への満額配当金額と、本BKCI (JPY) 3 優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKCI (JPY) 3 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額(平成20年12月の配当可能金額を除く)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本BKCI (JPY) 3 優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKCI (JPY) 3 優先出資証券および6月の本BKCI (JPY) 3 優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI (JPY) 3 優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本BKCI (JPY) 3 優先出資証券への配当支払日の直後の配当計算日(注14)の翌日から12月の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

平成20年12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、その時点での事業年度開始後平成20年6月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI (JPY) 3 優先出資証券への平成20年12月の配当支払日における満額配当金額と、平成20年6月30日の翌日から平成20年12月の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

17. 本BKCI (JPY) 4 優先出資証券に関する可処分分配可能額

平成21年3月の配当可能金額

平成20年3月31日に終了した事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、平成21年3月31日に終了する事業年度の開始後平成20年12月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI (JPY) 4 優先出資証券への平成21年3月の配当支払日における満額配当金額と、平成20年12月30日の翌日から平成21年3月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた本BKCI (JPY) 4 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本BKCI (JPY) 4 優先出資証券への満額配当金額と、本BKCI (JPY) 4 優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本BKCI (JPY) 4 優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKCI (JPY) 4 優先出資証券および6月の本BKCI (JPY) 4 優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI (JPY) 4 優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本BKCI (JPY) 4 優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,806	1,253
危険債権	3,984	4,071
要管理債権	2,780	3,078
正常債権	346,374	332,105

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行ならびにみずほフィナンシャルグループは、平成23年3月の当行のシステム障害につきまして、監督当局である金融庁より業務改善命令を受けました。東日本大震災発生後、日本全体が困難な状況にある中、お客さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。当グループといたしましては、再びこうした事態を起こすことのないよう、平成23年6月29日に公表いたしました「業務改善計画の提出について」に記載の通り、業務改善計画を着実に実行するとともに、皆さまにご信頼いただけるよう、「お客さま第一主義」の原点に立ち返り、全役職員が一丸となって取り組んでおります。

当グループでは、中期基本方針として「変革」プログラムを平成22年5月に発表して以降、「お客さま第一主義」を実践しつつ、新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、収益力、財務力及び現場力の抜本的見直しを行い、その強化策を実行してまいりました。

しかしながら、この度のシステム障害を踏まえ、「変革」プログラムで目指す姿として掲げている「最も信頼される金融機関」となるためには、一段の自主的・自律的改革が必要であることを強く認識し、平成23年5月23日に公表いたしました「『信頼回復』に向けた取り組みについて」の通り、「変革」プログラムの加速策に取り組むことといたしました。

平成23年11月14日には、「みずほ銀行とみずほコーポレート銀行の合併に関する基本合意について」を公表いたしました。これは、これまで培ってきた当行及びみずほコーポレート銀行の「強み」「特長」を活かし、両行のお客さまに多面的・有機的な金融サービスをダイレクトかつスピーディーに提供し、また、銀行・信託・証券のグループ連携を一層強化することで、お客さま利便性の更なる向上を実現するとともに、グループガバナンスの強化とグループ経営効率の改善を通じ、グループ一体運営の一層の強化と人材・ネットワーク等の経営資源の全体最適についても同時に実現することを目的としております。

両行の合併は、先進的なグループ経営体制構築の根幹をなすものであり、当グループは、銀行・信託・証券を自前で保有する唯一の邦銀グループとして、これらの機能を最も有効に活用するための新しいコーポレートストラクチャーとコーポレートガバナンス体制を確立し、お客さま利便性を一段と向上させることを目指してまいります。なお、両行の合併に加えて、みずほ信託銀行も含めた統合の可能性についても、引き続き検討してまいります。

グループ各社は、それぞれの強みを活かすと同時に相互の連携も強化しながらお客さまに最高の金融サービスを提供し、収益力の増強に取り組んでまいります。

当グループは、グループ体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取組を加速することを目的として、平成23年9月1日付で、みずほ信託銀行をみずほフィナンシャルグループの、みずほ証券をみずほコーポレート銀行の、みずほインベスターズ証券を当行の完全子会社とする株式交換を実施いたしました。この完全子会社化により、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化等により柔軟に対応できるグループ経営体制の構築、総合金融サービス力の一層の発揮と、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制の強化、業務集約の推進やコスト構造改革等の徹底によるグループ経営効率の更なる向上、を目指してまいります。

証券分野におきましては、平成23年7月29日に公表いたしました「みずほ証券とみずほインベスターズ証券の合併に関する基本合意について」の通り、両社は合併を行うことについての基本方針を決定し、その具体的な検討・協議に向けて基本合意書を締結いたしました。両社の合併により、国内リテール業務の強化や経営インフラの合理化・効率化を推し進め、グループ総合証券会社として一元的に証券機能を提供することを目指してまいります。

金融円滑化につきましては、金融機関の持つ社会的責任、公共的使命の重みを常に認識し、「中小企業金融円滑化法」の延長及び「コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割」に関する平成23年4月公表の監督指針の趣旨も踏まえ、グループ統一的に取り組んでまいります。

また、東日本大震災が国民経済・国民生活に与える影響度・範囲に鑑み、金融機関としての社会的責任・公共的使命を踏まえ、お客さまの早期回復や産業・地域の復興支援にグループの総力を挙げて取り組んでまいります。

〔ビジネス戦略〕

グローバルリテールグループの中核会社である当行は、商業銀行の原点に立ち返り、「お客さま第一」の精神に則って、「個人」と「中堅・中小企業、並びにその経営者」のお客さまとの中長期的な信頼関係を構築してまいります。また、みずほコーポレート銀行との合併を見据えた取組を一丸となって加速してまいります。

個人マーケットにおきましては、お客さまのニーズやマーケット特性を踏まえた取組を高度化するとともに、グループ会社との連携強化を図ってまいります。

法人マーケットにおきましては、きめ細やかな与信管理を行いつつ、お客さまへの円滑な資金供給、最適なソリューションの提供に積極的に取り組んでまいります。さらに、お客さまとの接点を拡大し、グループ各社との連携を一層強化することでグループ総合力を最大限に活用し、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えしてまいります。

また、東日本大震災の復興支援にあたりましては、お客さまの事業・生活復旧を金融面から最大限支援するとともに、被災地に多くの拠点を有する金融機関として、地域復興に主体的に関与するなど、総力を挙げて取り組んでまいります。

お客さまが安心してお取引いただけるよう、コンプライアンス・お客さま保護の徹底やセキュリティの強化につきましても、引き続き努めてまいります。

当行はみずほフィナンシャルグループの一員として、磐石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢の構築に引き続き努めるとともに、本年9月に制定したサブスローガン『One MIZUHO 未来へ。お客さまとともに』に込めた思いを全役職員で共有し、「最も信頼される金融機関」を目指して、グループ一丸となって変革に取り組んでまいります。また、金融教育の支援や環境への取組等にあたっては、東日本大震災の復興支援の観点も踏まえ、CSR活動を推進することで、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

4【事業等のリスク】

平成23年6月22日付で提出した有価証券報告書における「事業等のリスク」に記載の通りであり、変更すべき事項はございません。

5【経営上の重要な契約等】

1．当行と株式会社みずほコーポレート銀行の合併に関する基本合意について

株式会社みずほフィナンシャルグループは、平成23年9月16日に公表いたしました「みずほ銀行とみずほコーポレート銀行の合併等の統合に向けた対応について」において、両行の合併等の統合に向け、具体的な統合の方式やスケジュール詳細等について、検討・対応準備を進めることとしておりましたが、当行、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行は、平成23年11月14日開催の各社取締役会において、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社である当行と株式会社みずほコーポレート銀行が合併（以下、本項番において「本件合併」）を行うことについて決定し、その具体的な検討・協議に向けて、以下のとおり当行、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行の間で基本合意書（以下本項番において「本件基本合意書」）を締結いたしました。

(1) 本件合併の目的

当グループでは、当行・株式会社みずほコーポレート銀行の合併により、これまで培ってきた当行及び株式会社みずほコーポレート銀行の「強み」「特長」を活かし、両行のお客さまに多面的・有機的な金融サービスをダイレクトかつスピーディーに提供し、また、銀・信・証のグループ連携を一層強化することで、お客さま利便性の更なる向上を実現するとともに、グループガバナンスの強化とグループ経営効率の改善を通じ、グループ一体運営の一層の強化と人材・ネットワーク等の経営資源の全体最適についても同時に実現してまいります。

なお、本件合併に加えて、みずほ信託銀行株式会社も含めた統合の可能性についても、引き続き検討してまいります。

(2) 本件合併の要旨

合併の日程

本件合併に関する合併契約の当行及び株式会社みずほコーポレート銀行の取締役会決議及び株主総会決議、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、平成25年度上期中を目処に本件合併を行う予定です。

本件基本合意書の承認取締役会 平成23年11月14日

本件基本合意書の締結 平成23年11月14日

本件合併の効力発生日 平成25年度上期中を目処

合併方式

株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社、当行を吸収合併消滅会社とする吸収合併を予定しております。

合併対価

株式会社みずほフィナンシャルグループが当行及び株式会社みずほコーポレート銀行のそれぞれの発行済株式（自己株式を除く。）のすべてを保有しているため、株式会社みずほコーポレート銀行（吸収合併存続会社）は、本件合併に際し、当行（吸収合併消滅会社）の株主に対し本件合併の対価として株式その他の金銭等の交付を行いません。

本件合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当行及び株式会社みずほコーポレート銀行は、現在、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行しておりません。

合併後の状況

商号 株式会社みずほ銀行

（本件合併の効力発生日に、吸収合併存続会社である株式会社みずほコーポレート銀行の商号を変更する予定）

英文名 Mizuho Bank, Ltd.

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

（現株式会社みずほコーポレート銀行の本店所在場所）。なお、東京都千代田区大手町一丁目6番所在の「（仮称）大手町1-6計画」ビル（現在建設中であり、本件合併の効力発生日後に完成予定）の完成後は、同ビル所在場所に本店所在場所を移転することを予定しています。

代表者 当行、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行にて、今後協議のうえ、決定いたします。

事業内容 銀行業

資本金 本件合併に際し、資本金及び準備金は増加いたしません。

合併に向けた体制

当行、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行は、本件合併に向けた準備作業を円滑に推進するために、株式会社みずほフィナンシャルグループに「統合推進会議」、及びその事務局として「統合推進プロジェクト・チーム」を設置いたします。また、分野毎の個別の合併準備作業については、統合推進会議の下に「作業部会」を設置し推進してまいります。

その他

本件合併後の経営体制、経営陣等については、今後、決定次第お知らせいたします。

2. みずほ証券株式会社とみずほインベスターズ証券株式会社の合併に関する基本合意について

株式会社みずほフィナンシャルグループ、同社の連結子会社である当行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社は、平成23年7月29日開催の各社取締役会において、必要となる各社株主総会等の承認及び国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、みずほ証券株式会社とみずほインベスターズ証券株式会社が合併（以下「本件合併」）を行うことについての基本方針を決定し、その具体的な検討・協議に向けて、以下のとおりみずほ証券株式会社とみずほインベスターズ証券株式会社との間で基本合意書（以下「本件基本合意書」）を締結いたしました。

(1) 本件合併の目的

株式会社みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、平成22年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。

また、平成23年9月1日には、みずほ証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社の完全子会社化を行いました。これにより、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」の一段の強化を進めてまいります。

本件合併は、証券分野における、国内リテール業務の強化や経営インフラの合理化・効率化を推し進め、グループ総合証券会社として一元的に証券機能を提供することを目的としております。具体的には、投資銀行分野（ホールセール分野）において業界トップクラスに位置するとともにミドル・リテール分野での全国規模のお客さま基盤を有するみずほ証券株式会社と、当行やみずほ信託銀行株式会社との連携を通じて構築したミドル・リテール分野における業界トップの店舗ネットワーク・全国規模のお客さま基盤を有するみずほインベスターズ証券株式会社の両社の強みを糾合することで、総合証券会社・投資銀行としての機能強化・対外プレゼンスの向上によるお客さまサービスの一層の充実・拡大を図ること、充実したお客さま基盤を有する当行・株式会社みずほコーポレート銀行と機能的・効果的に連携することで国内屈指のお客さま基盤を有する総合証券会社を目指すこと、企画・管理部門や国内営業部門等の重複分野や店舗ネットワークの統廃合、及び基幹システムの統合等により、管理部門のスリム化・徹底したローコスト経営を実現し、強靱な経営体質への転換を図ること、を企図しております。

(2) 本件合併の要旨

合併の日程（予定）

本件合併に関して必要となる各社株主総会等の承認及び国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、平成24年度下期中に本件合併を行う予定です。

本件基本合意書の承認取締役会	平成23年7月29日
本件基本合意書の締結	平成23年7月29日
合併契約の締結	平成24年度上期中
本件合併の効力発生日	平成24年度下期中

合併方式（予定）

みずほ証券株式会社を合併存続会社、みずほインベスターズ証券株式会社を合併消滅会社とする合併を予定しております。

合併比率

本件合併の合併比率については、外部専門家の評価、助言等を勘案し、今後、関係当事者間で協議の上決定いたします。

本件合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い（予定）
みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していません。

合併後の状況（予定）

商号 みずほ証券株式会社
英文名 Mizuho Securities Co., Ltd.
所在地 東京都千代田区大手町1丁目5番1号（現みずほ証券株式会社の本店所在地）
代表者 社長 本山 博史（現みずほ証券株式会社取締役社長）
副社長 恵島 克芳（現みずほインベスターズ証券株式会社取締役社長）
事業内容 金融商品取引業

合併に向けた体制

本件合併に向けた準備作業を円滑に推進するために、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の両社社長を共同委員長とする「合併準備委員会」を設置いたしました。企画・人事・財務・システム・リスク・コンプライアンス・内部監査・各フロント業務等の個別の合併準備作業については、合併準備委員会の下に分科会を設置し推進いたします。

3. みずほインベスターズ証券株式会社の完全子会社化について

株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行、及びみずほインベスターズ証券株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループの上場子会社であるみずほインベスターズ証券株式会社の完全子会社化（以下それぞれを「本件完全子会社化」）に関して、平成23年3月15日付基本合意書に基づき、平成23年4月28日に各社取締役会において、株式交換（以下「本件株式交換」）により、みずほインベスターズ証券株式会社を当行の完全子会社とすることを決定し、株式交換契約を締結いたしました。同契約は、平成23年6月29日開催のみずほインベスターズ証券株式会社の定時株主総会において承認され、平成23年9月1日より効力が発生しております。なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成23年8月29日に、みずほインベスターズ証券の株式は東京証券取引所市場、大阪証券取引所市場、名古屋証券取引所市場において上場廃止（最終売買日は平成23年8月26日）となっております。

(1) 株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の効力発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の主な目的

株式交換完全子会社の名称
みずほインベスターズ証券株式会社

事業の内容
金融商品取引業

株式交換の効力発生日
平成23年9月1日

株式交換の法的形式

会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全親会社とし、みずほインベスターズ証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換。

株式交換の主な目的

株式会社みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、平成22年5月にみずほフィナンシャルグループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。

本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を企図しております。

本件完全子会社化等により「グループ力」の強化を図ることで、当グループの企業価値の更なる向上を目指し、本件株式交換により株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式を保有することになるみずほインベスターズ証券株式会社の株主の皆さまを含め、株式会社みずほフィナンシャルグループの株主の皆さまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

(2) 株式の交換比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

株式交換比率

	株式会社みずほフィナンシャルグループ (株式交換完全親会社である当行の完全親会社)	みずほインベスターズ証券株式会社 (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る割当の内容	1	0.56

算定方法

株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行は、メリルリンチ日本証券株式会社から、みずほインベスターズ証券株式会社は、JPモルガン証券株式会社から提出を受けた株式交換比率の分析結果を参考に、かつ、株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記の株式交換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社の株主の皆さまの利益に資するものであるとの判断に至り、株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券株式会社は平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、本件株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

交付株式数

株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式：322,928,897株

(3) 株式交換完全親会社の資本金・事業の内容

資本金：700,000百万円

事業の内容：銀行業

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

平成23年度中間期における当行及び連結子会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況につきましては以下の通りと分析しております。なお、本項における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1. 業績の状況

(財政状態及び経営成績の分析)

(1) 総論

みずほフィナンシャルグループの収益状況は、連結経常利益が前年同期比1,673億円減少し2,564億円となり、連結中間純利益は同870億円減少して2,546億円となりました。当行及び連結子会社につきましては以下の通りです。

〔収益状況〕

連結経常収益は、貸出金利回りの低下等により資金運用収益が減少したこと等により、前年同期比308億円減少し、5,705億円となりました。連結経常費用は、金利低下により資金調達費用が減少したこと、与信関係費用が改善したこと等により、前年同期に比べ26億円減少し、4,942億円となりました。この結果、連結経常利益は前年同期比281億円減少の763億円、連結中間純利益は前年同期比598億円減少の580億円となりました。

〔金利・非金利収支の状況〕

金利収支の状況

資金利益は、預貸金利回差の縮小等により前年同期比155億円減少し、2,916億円となりました。

非金利収支の状況

役務取引等利益は、前年同期比67億円減少し、818億円となりました。

(2) 経営成績の分析

〔 損益の状況 〕

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間における損益状況は以下の通りです。

(図表 1)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	比較 金額 (億円)
	金額 (億円)	金額 (億円)	
連結粗利益	4,707	4,267	440
資金利益	3,072	2,916	155
役務取引等利益	885	818	67
特定取引利益	561	367	193
その他業務利益	187	163	23
営業経費	3,293	3,270	22
不良債権処理額 (含 : 一般貸倒引当金純繰入額)	332	191	141
貸倒引当金戻入益等 * 1		318	318
株式関係損益	59	53	5
持分法による投資損益	2	7	4
その他	20	313	334
経常利益 (+ + + + +)	1,045	763	281
特別損益	158	43	115
うち貸倒引当金戻入益等 * 1	187		187
税金等調整前中間純利益 (+)	1,203	806	397
税金関係費用	77	145	223
少数株主損益調整前中間純利益 (+)	1,280	660	620
少数株主損益	102	80	22
中間純利益 (+)	1,178	580	598

中間包括利益	1,185	572	613
--------	-------	-----	-----

* 1 従来「特別損益」に含めておりました「貸倒引当金戻入益等」について、当期から「貸倒引当金戻入益等」

として表示しております。

与信関係費用 (+ 、 ')	145	126	271
------------------	-----	-----	-----

(注) 費用項目につきましては 表記としております。

連結粗利益

連結粗利益は前年同期に比べ440億円減少し、4,267億円となりました。項目ごとの収支は以下の通りです。

(資金利益)

資金利益は、預貸金利回差の縮小等により前年同期比155億円減少し、2,916億円となりました。

(役務取引等利益)

役務取引等利益は、前年同期比67億円減少し、818億円となりました。

(特定取引利益・その他業務利益)

特定取引利益は、前年同期比193億円減少し、367億円となりました。その他業務利益は、前年同期比23億円減少し、163億円となりました。

営業経費

営業経費は、前年同期比22億円減少し、3,270億円となりました。

不良債権処理額及び 貸倒引当金戻入益等 (与信関係費用)

一般貸倒引当金繰入額を加えた不良債権処理額に、貸倒引当金戻入益等を加算した与信関係費用は、前年同期に比べ271億円改善し126億円の利益となりました。内訳は、貸出金償却等の不良債権処理額が191億円に対し、貸倒引当金戻入益等が318億円であります。

株式関係損益

株式関係損益は53億円の損失計上となりましたが、前年同期に比べ5億円改善しております。

持分法による投資損益

持分法による投資損益は、前年同期に比べ4億円増加し、7億円の利益計上となりました。

その他

その他は、住専処理への対応に係る費用を計上したこと等により、前年同期比334億円減少し、313億円の損失となりました。

経常利益

以上の結果、経常利益は前年同期比281億円減少し、763億円となりました。

特別損益

特別損益は、前年同期比115億円減少し、43億円の利益となりました。

税金等調整前中間純利益

以上の結果、税金等調整前中間純利益は前年同期比397億円減少し、806億円となりました。

税金関係費用

税金関係費用は145億円(損失)となりました。

少数株主損益調整前中間純利益

少数株主損益調整前中間純利益は660億円となりました。

少数株主損益

少数株主損益(利益)は、前年同期に比べ22億円減少し、80億円となりました。

中間純利益(中間包括利益)

以上の結果、中間純利益は前年同期比598億円減少し、580億円となりました。また、中間包括利益は、前年同期比613億円減少し、572億円となりました。

- 参考 -

(図表 2) 損益状況 (単体)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
業務粗利益	4,216	3,822	394
資金利益	2,858	2,726	132
役務取引等利益	738	669	69
特定取引利益	426	281	144
その他業務利益	192	144	47
経費 (除く臨時処理分)	2,793	2,762	31
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	1,423	1,059	363
臨時損益等	530	517	12
うち不良債権処理額	253	138	114
うち株式関係損益	62	51	10
うち貸倒引当金戻入益等 * 1		213	213
経常利益	892	542	350
特別損益	253	294	547
中間純利益	1,270	176	1,094
与信関係費用	28	74	46

* 1 従来「特別損益」に含めておりました「貸倒引当金戻入益等」について、当期から「臨時損益等」に含めて表示しております。

〔セグメント情報〕

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間におけるセグメント情報の概要は、以下の通りです。

なお、詳細につきましては、第5経理の状況、1.中間連結財務諸表等、(1)中間連結財務諸表の(セグメント情報等)に記載しております。

(図表3) 報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益の金額に関する情報

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)		比較	
	金額(億円)		金額(億円)		金額(億円)	
	業務粗利益	業務純益	業務粗利益	業務純益	業務粗利益	業務純益
みずほ銀行	4,216	1,423	3,822	1,059	394	363
個人部門	1,393	185	1,367	166	26	19
法人部門	1,963	836	1,868	765	95	71
市場部門・その他	860	402	587	128	273	273
みずほインベスターズ証券グループ	246	43	214	8	32	35
その他	243	121	230	94	13	27
合計	4,707	1,588	4,267	1,162	440	426

* 業務純益は、一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

(3) 財政状態の分析

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における財政状態のうち、主なものは以下の通りです。

(図表4)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部	747,819	747,565	254
うち有価証券	196,507	230,364	33,856
うち貸出金	333,404	319,535	13,868
負債の部	723,000	722,681	318
うち預金	562,223	561,725	497
うち譲渡性預金	7,612	7,226	385
うち債券	7,409	259	7,150
純資産の部	24,819	24,883	64
株主資本合計	19,403	20,005	602
その他の包括利益累計額合計	603	491	111
少数株主持分	4,812	4,385	426

〔資産の部〕
有価証券
(図表5)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	196,507	230,364	33,856
国債	147,843	172,493	24,649
地方債	1,562	1,837	274
社債	27,150	27,408	257
株式	8,270	7,622	648
その他の証券	11,680	21,003	9,322

有価証券は23兆364億円と、国債(日本国債)が増加したことを主因として、前連結会計年度末に比べ3兆3,856億円増加しております。

貸出金
(図表6)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	333,404	319,535	13,868

貸出金は31兆9,535億円と、前連結会計年度末に比べ1兆3,868億円減少しております。

〔負債の部〕
預金
(図表7)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	562,223	561,725	497
譲渡性預金	7,612	7,226	385

預金は、普通預金及び当座預金の減少を主因に前連結会計年度末比497億円減少の56兆1,725億円となっております。譲渡性預金は7,226億円と前連結会計年度末に比べ385億円減少しております。

債券
(図表8)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
債券	7,409	259	7,150
利付債券	7,409	259	7,150

債券は259億円と、前連結会計年度末比7,150億円減少しております。

〔純資産の部〕
 (図表9)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
純資産の部合計	24,819	24,883	64
株主資本合計	19,403	20,005	602
資本金	7,000	7,000	-
資本剰余金	10,572	10,572	-
利益剰余金	1,830	2,433	602
その他の包括利益累計額合計	603	491	111
その他有価証券評価差額金	528	569	40
繰延ヘッジ損益	40	8	48
土地再評価差額金	1,088	1,066	22
為替換算調整勘定	3	3	0
少数株主持分	4,812	4,385	426

当中間連結会計期間末の純資産の部合計は2兆4,883億円となりました。主な変動は以下の通りです。

利益剰余金は、中間純利益580億円を計上したこと等により、前連結会計年度末比602億円増加し2,433億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、前連結会計年度末比40億円減少し569億円、少数株主持分は、同426億円減少の4,385億円となりました。

(4) 不良債権に関する分析(単体)
(図表10) 金融再生法開示債権

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ず る債権	1,757	1,253	504
危険債権	4,044	4,071	26
要管理債権	2,696	3,078	381
小計(要管理債権以下) (A)	8,498	8,402	95
正常債権	347,037	332,104	14,932
合計 (B)	355,535	340,507	15,028
(A)/(B)(%)	2.39	2.46	0.07

当中間会計期間末の不良債権残高(要管理債権以下)は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権の減少により、前事業年度末に比べ95億円減少し、8,402億円となりました。一方、正常債権が前事業年度末に比べ1兆4,932億円減少したことにより、不良債権比率は0.07ポイント上昇し、2.46%となっております。

2. キャッシュ・フローの状況

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下の通りです。

(図表11)

	前中間連結会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,409	17,023	22,433
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,469	34,523	39,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,174	758	416

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少等を反映し1兆7,023億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得・売却・償還等を反映し3兆4,523億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還等を反映し758億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、2兆1,463億円となっております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
第四種優先株式	64,500
第五種優先株式	85,500
第十三種優先株式	3,000,000
計	23,150,000

(注)「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款に定めております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,006,205	同左		完全議決権株式であり、当行における標準となる株式 (注)1
第四回第四種優先株式	64,500	同左		(注)1、2
第五回第五種優先株式	85,500	同左		(注)1、3
第十回第十三種優先株式	1,800,000	同左		(注)1、4
計	11,956,205	同左		

(注)1. 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

なお、上記の各種類の株式について、単元株式数の定めおよび会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

2. 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

なお、本優先株式の議決権については、下記(5)「議決権条項」に記載するとおりであり、剰余金の配当および残余財産の分配に関しては普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容としております。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成23年3月15日以降とする。

取得の条件

優先株主は、上記の期間中、当銀行が優先株式を取得するのと引換えに下記(a)および(b)に定める取得価額により、下記 の算式により算出された数の普通株式を交付することを請求することができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は、191,100円とする。

(b) 取得価額の調整

取得価額は、当銀行が優先株式発行後、調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたり} \times \text{の払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した優先株式の数} \times 2,035,700 \text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数について会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(4) 取得条項

平成23年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えに下記の算式により算出された数の普通株式を交付することができる。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{当銀行が取得する優先株式の数} \times 2,035,700 \text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。取得価額とは、上記「(3)取得請求権」(a)および(b)に定める取得価額をいう。

優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第四種および第五種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

3. 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

なお、本優先株式の議決権については、下記(5)「議決権条項」に記載するとおりであり、剰余金の配当および残余財産の分配に関しては普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容としております。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成23年3月15日以降とする。

取得の条件

優先株主は、上記の期間中、当銀行が優先株式を取得するのと引換えに下記(a)および(b)に定める取得価額により、下記 の算式により算出された数の普通株式を交付することを請求することができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は、191,100円とする。

(b) 取得価額の調整

取得価額は、当銀行が優先株式発行後、調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたり普通株式数の払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した優先株式の数} \times 2,031,500\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数について会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(4) 取得条項

平成23年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えに下記の算式により算出された数の普通株式を交付することができる。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{当銀行が取得する優先株式の数} \times 2,031,500\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。取得価額とは、上記「(3)取得請求権」(a)および(b)に定める取得価額をいう。

優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第四種および第五種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

4. 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

なお、本優先株式の議決権については、下記(5)「議決権条項」に記載するとおりであり、普通株式に対しては剰余金の配当および残余財産の分配に関して優先すること、第四種および第五種の優先株式に対しては剰余金の配当および残余財産の分配に関して劣後する代わりに剰余金の配当利回りが高い内容となっていることを踏まえて、議決権を有しない内容としております。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成23年3月15日以降とする。

取得の条件

優先株主は、上記の期間中、当銀行が優先株式を取得すると引換えに下記(a)および(b)に定める取得価額により、下記 の算式により算出された数の普通株式を交付することを請求することができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は、191,100円とする。

(b) 取得価額の調整

取得価額は、当銀行が優先株式発行後、調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたり普通株式数の払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した優先株式の数} \times 212,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数について会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(4) 取得条項

平成23年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えに下記の算式により算出された数の普通株式を交付することができる。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{当銀行が取得する優先株式の数} \times 212,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。取得価額とは、上記「(3) 取得請求権」(a)および(b)に定める取得価額をいう。

優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。

(5) 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第四種および第五種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年4月1日～ 平成23年9月30日		11,956,205		700,000,000		490,707,425

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	10,006,208	83.69
計		10,006,208	83.69

(注) 当行は、自己株式として第四回第四種優先株式64,499株、第五回第五種優先株式85,499株および第十回第十三種優先株式1,799,999株の計1,949,997株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合16.30%)を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い株主は以下のとおりであります。

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	10,006,205	100.00
計		10,006,205	100.00

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 1,950,000		各種の株式の内容は、「1. 株式等の状況」「(1) 株式の総数等」「発行済株式」(注)2~4に記載のとおりであります。(注)
第四回第四種優先株式	64,500		
第五回第五種優先株式	85,500		
第十回第十三種優先株式	1,800,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,006,205	10,006,205	完全議決権株式であり、当行における標準となる株式であります。(注)
端株			
発行済株式総数	11,956,205		
総株主の議決権		10,006,205	

(注) 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

なお、上記の各種類の株式について、単元株式数の定めおよび会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

2【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	4,785,950	3,045,651
コールローン及び買入手形	8,640,000	8,640,000
買現先勘定	4,198	4,197
債券貸借取引支払保証金	821,020	645,634
買入金銭債権	1,432,552	1,352,025
特定取引資産	2, 8 1,475,724	2, 8 1,535,895
金銭の信託	18,984	15,428
有価証券	1, 8, 14 19,650,772	1, 8, 14 23,036,410
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 33,340,484	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 31,953,592
外国為替	7 130,547	7 108,307
その他資産	8 2,566,724	8 2,477,991
有形固定資産	10, 11 758,260	10, 11 746,205
無形固定資産	223,418	227,221
繰延税金資産	254,156	249,707
支払承諾見返	1,199,083	1,199,951
貸倒引当金	519,941	481,698
投資損失引当金	14	1
資産の部合計	74,781,922	74,756,520

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
預金	⁸ 56,222,302	⁸ 56,172,516
譲渡性預金	761,200	722,630
債券	740,932	25,932
コールマネー及び売渡手形	⁸ 1,129,300	⁸ 1,393,125
売現先勘定	⁸ 20,604	⁸ 18,024
債券貸借取引受入担保金	⁸ 1,643,365	⁸ 3,077,906
特定取引負債	668,300	668,164
借入金	^{8, 12} 5,495,611	^{8, 12} 4,701,397
外国為替	14,040	12,962
短期社債	16,497	21,496
社債	¹³ 906,900	¹³ 852,300
その他負債	3,355,453	3,274,747
賞与引当金	11,514	10,827
退職給付引当金	6,942	7,039
役員退職慰労引当金	800	742
睡眠預金払戻損失引当金	14,079	14,893
債券払戻損失引当金	13,344	15,245
特別法上の引当金	187	187
繰延税金負債	2,209	2,301
再評価に係る繰延税金負債	¹⁰ 77,333	¹⁰ 75,806
支払承諾	1,199,083	1,199,951
負債の部合計	72,300,004	72,268,198
純資産の部		
資本金	700,000	700,000
資本剰余金	1,057,242	1,057,242
利益剰余金	183,060	243,309
株主資本合計	1,940,303	2,000,552
その他有価証券評価差額金	52,863	56,947
繰延ヘッジ損益	4,009	870
土地再評価差額金	¹⁰ 108,873	¹⁰ 106,638
為替換算調整勘定	358	367
その他の包括利益累計額合計	60,379	49,188
少数株主持分	481,236	438,581
純資産の部合計	2,481,918	2,488,322
負債及び純資産の部合計	74,781,922	74,756,520

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	601,346	570,512
資金運用収益	358,621	329,585
(うち貸出金利息)	252,474	234,616
(うち有価証券利息配当金)	57,761	56,707
役務取引等収益	121,631	114,324
特定取引収益	56,132	36,775
その他業務収益	47,186	36,638
その他経常収益	¹ 17,774	¹ 53,189
経常費用	496,843	494,207
資金調達費用	51,359	37,894
(うち預金利息)	30,212	19,043
(うち債券利息)	1,607	339
役務取引等費用	33,034	32,457
その他業務費用	28,420	20,250
営業経費	329,390	327,092
その他経常費用	² 54,638	² 76,512
経常利益	104,502	76,305
特別利益	³ 19,461	³ 6,173
特別損失	⁴ 3,641	⁴ 1,867
税金等調整前中間純利益	120,322	80,611
法人税、住民税及び事業税	3,009	2,670
法人税等調整額	10,781	11,891
法人税等合計	7,771	14,561
少数株主損益調整前中間純利益	128,094	66,050
少数株主利益	10,259	8,036
中間純利益	117,835	58,013

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	128,094	66,050
その他の包括利益	9,554	8,813
其他有価証券評価差額金	10,252	4,181
繰延ヘッジ損益	473	4,880
為替換算調整勘定	1	9
持分法適用会社に対する持分相当額	225	237
中間包括利益	118,539	57,236
親会社株主に係る中間包括利益	109,057	49,057
少数株主に係る中間包括利益	9,481	8,178

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	700,000	700,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	700,000	700,000
資本剰余金		
当期首残高	681,432	1,057,242
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	681,432	1,057,242
利益剰余金		
当期首残高	49,591	183,060
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,661	0
中間純利益	117,835	58,013
土地再評価差額金の取崩	39	2,235
当中間期変動額合計	111,212	60,248
当中間期末残高	160,804	243,309
株主資本合計		
当期首残高	1,431,024	1,940,303
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,661	0
中間純利益	117,835	58,013
土地再評価差額金の取崩	39	2,235
当中間期変動額合計	111,212	60,248
当中間期末残高	1,542,237	2,000,552

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,460	52,863
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	9,249	4,083
当中間期変動額合計	9,249	4,083
当中間期末残高	12,709	56,947
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	17,321	4,009
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	473	4,880
当中間期変動額合計	473	4,880
当中間期末残高	17,795	870
土地再評価差額金		
当期首残高	108,931	108,873
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	39	2,235
当中間期変動額合計	39	2,235
当中間期末残高	108,892	106,638
為替換算調整勘定		
当期首残高	381	358
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2	8
当中間期変動額合計	2	8
当中間期末残高	379	367
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	123,174	60,379
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	8,816	11,191
当中間期変動額合計	8,816	11,191
当中間期末残高	114,357	49,188

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主持分		
当期首残高	482,443	481,236
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,372	42,654
当中間期変動額合計	4,372	42,654
当中間期末残高	478,070	438,581
純資産合計		
当期首残高	2,036,642	2,481,918
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,661	0
中間純利益	117,835	58,013
土地再評価差額金の取崩	39	2,235
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	13,189	53,845
当中間期変動額合計	98,023	6,403
当中間期末残高	2,134,666	2,488,322

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	120,322	80,611
減価償却費	40,895	41,841
減損損失	1,728	841
のれん償却額	37	-
負ののれん発生益	-	6,135
持分法による投資損益(は益)	271	746
貸倒引当金の増減()	12,510	38,243
投資損失引当金の増減額(は減少)	12	12
賞与引当金の増減額(は減少)	20	687
退職給付引当金の増減額(は減少)	70	97
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	28	58
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	156	814
債券払戻損失引当金の増減()	790	1,901
資金運用収益	358,621	329,585
資金調達費用	51,359	37,894
有価証券関係損益()	23,023	12,476
金銭の信託の運用損益(は運用益)	17	8
為替差損益(は益)	72,136	67,478
固定資産処分損益(は益)	748	987
退職給付信託関連損益(は益)	-	1,268
特定取引資産の純増()減	381,823	60,171
特定取引負債の純増減()	41,178	136
貸出金の純増()減	828,391	1,386,892
預金の純増減()	1,081,572	49,785
譲渡性預金の純増減()	235,010	38,570
債券の純増減()	41,769	715,000
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	1,505,457	783,214
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増()減	148,010	85,984
コールローン等の純増()減	556,406	80,527
債券貸借取引支払保証金の純増()減	428,888	175,385
コールマネー等の純増減()	732,873	261,245
債券貸借取引受入担保金の純増減()	131,686	1,434,540
外国為替(資産)の純増()減	10,224	22,240
外国為替(負債)の純増減()	3,353	1,078
短期社債(負債)の純増減()	12,000	4,999
資金運用による収入	377,595	337,946
資金調達による支出	65,368	36,270
その他	78,637	75,636
小計	537,099	1,703,731
法人税等の支払額	3,858	1,348
営業活動によるキャッシュ・フロー	540,957	1,702,382

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	18,771,204	19,344,114
有価証券の売却による収入	16,292,114	11,390,010
有価証券の償還による収入	3,084,339	4,568,778
金銭の信託の増加による支出	23,500	16,000
金銭の信託の減少による収入	24,000	19,500
有形固定資産の取得による支出	26,906	12,949
無形固定資産の取得による支出	31,921	24,490
有形固定資産の売却による収入	54	3,793
子会社株式の取得による支出	-	36
親会社株式の取得による支出	-	36,815
親会社株式の売却による収入	-	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	546,975	3,452,321
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	-	8,000
劣後特約付借入金の返済による支出	70,350	19,000
劣後特約付社債の発行による収入	-	65,000
劣後特約付社債の償還による支出	30,600	119,600
少数株主からの払込みによる収入	-	555
配当金の支払額	6,661	0
少数株主への配当金の支払額	9,870	10,756
財務活動によるキャッシュ・フロー	117,481	75,801
現金及び現金同等物に係る換算差額	353	540
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	111,816	1,826,281
現金及び現金同等物の期首残高	1,630,546	3,972,610
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 1,518,729	¹ 2,146,329

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 連結子会社	34社
主要な会社名 みずほインベスターズ証券株式会社 みずほ信用保証株式会社 みずほファクター株式会社 みずほキャピタル株式会社	
(連結の範囲の変更)	
みずほ東北産業育成投資事業有限責任組合1社は新規設立により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。 MW1号投資事業組合は清算終了により子会社に該当しないことになったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。	
(2) 非連結子会社	該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 持分法適用の非連結子会社	該当ありません。
(2) 持分法適用の関連会社	10社
主要な会社名 ユーシーカード株式会社 確定拠出年金サービス株式会社	
(3) 持分法非適用の非連結子会社	該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連会社	該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。	
6月29日	5社
6月末日	9社
9月末日	18社
12月最終営業日の前日	1社
3月末日	1社
(2) 6月29日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする子会社については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。3月末日を決算日とする子会社については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。	
中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)		
(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要		
<p>当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社（ケイマン法人等の形態によっております。）7社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社7社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は495,666百万円、負債総額（単純合算）は495,186百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p>		
(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等		
・主な取引の金額または期末残高		
	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)
貸出金	421,378百万円	418,270百万円
信用枠及び流動性枠	22,243百万円	9,953百万円
・主な損益		
	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
貸出金利息	1,387百万円	1,745百万円
役務取引等収益	151百万円	203百万円

5. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	
<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法	
<p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結決算期末月1カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法により行っております。</p>	
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	
<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	

当中間連結会計期間
(自 平成23年 4月 1日
至 平成23年 9月30日)

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。

社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

債券発行費用

債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び注記事項（中間連結貸借対照表関係）5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると見られる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は277,963百万円（前連結会計年度末は284,023百万円）であります。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 債券払戻損失引当金の計上基準

債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。

(14) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

() 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

() キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2,830百万円(前連結会計年度末は4,228百万円)(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は2,717百万円(前連結会計年度末は4,223百万円)(同前)であります。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式9,103百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に4,198百万円含まれております。 現先取引、現金担保付債券貸借取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は108,305百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは442,953百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は31,184百万円、延滞債権額は531,805百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は24,937百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は332,109百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は920,036百万円あります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式9,993百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に4,198百万円含まれております。 現先取引、現金担保付債券貸借取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は130,338百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは328,586百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は22,707百万円、延滞債権額は500,706百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は20,415百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は393,299百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は937,128百万円あります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																																				
<p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は203,380百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>383,672百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>6,522,300百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>4,970,548百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>1,431百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>536,893百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>831,700百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>8,998百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>1,549,810百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>5,196,180百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,599百万円及び「有価証券」1,139,045百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は61,387百万円、先物取引差入証拠金は4,033百万円、その他の証拠金等は6,519百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,417,929百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが23,876,764百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	特定取引資産	383,672百万円	有価証券	6,522,300百万円	貸出金	4,970,548百万円	その他資産	1,431百万円	預金	536,893百万円	コールマネー及び売渡手形	831,700百万円	売現先勘定	8,998百万円	債券貸借取引受入担保金	1,549,810百万円	借入金	5,196,180百万円	<p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は192,982百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>326,286百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,167,294百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>4,045,432百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>1,560百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>539,528百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>686,600百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>1,099百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>2,962,428百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>4,405,777百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,599百万円及び「有価証券」1,113,605百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は61,141百万円、先物取引差入証拠金は2,043百万円、その他の証拠金等は6,425百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,605,193百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,112,783百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	特定取引資産	326,286百万円	有価証券	8,167,294百万円	貸出金	4,045,432百万円	その他資産	1,560百万円	預金	539,528百万円	コールマネー及び売渡手形	686,600百万円	売現先勘定	1,099百万円	債券貸借取引受入担保金	2,962,428百万円	借入金	4,405,777百万円
特定取引資産	383,672百万円																																				
有価証券	6,522,300百万円																																				
貸出金	4,970,548百万円																																				
その他資産	1,431百万円																																				
預金	536,893百万円																																				
コールマネー及び売渡手形	831,700百万円																																				
売現先勘定	8,998百万円																																				
債券貸借取引受入担保金	1,549,810百万円																																				
借入金	5,196,180百万円																																				
特定取引資産	326,286百万円																																				
有価証券	8,167,294百万円																																				
貸出金	4,045,432百万円																																				
その他資産	1,560百万円																																				
預金	539,528百万円																																				
コールマネー及び売渡手形	686,600百万円																																				
売現先勘定	1,099百万円																																				
債券貸借取引受入担保金	2,962,428百万円																																				
借入金	4,405,777百万円																																				

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額は598,973百万円であります。</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金268,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は980,642百万円であります。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額は609,628百万円であります。</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金257,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は933,845百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 . その他経常収益には、睡眠預金の収益計上額4,735百万円、株式等売却益4,617百万円及び未払債券の収益計上額2,816百万円を含んでおります。 2 . その他経常費用には、貸出金償却24,493百万円、株式等償却9,769百万円及び貸倒引当金繰入額8,368百万円を含んでおります。 3 . 特別利益には、償却債権取立益19,365百万円を含んでおります。 4 . 特別損失には、減損損失1,728百万円、資産除去債務に関する会計基準適用による影響額1,156百万円を含んでおります。	1 . その他経常収益には、貸倒引当金戻入益18,515百万円、償却債権取立益13,738百万円を含んでおります。 2 . その他経常費用には、貸出金償却18,670百万円、株式等償却11,609百万円、住専処理への対応に係る費用9,086百万円、金融ADRへの対応に係る債権償却8,367百万円を含んでおります。 3 . 特別利益には、証券子会社の完全子会社化に伴う負ののれん発生益6,135百万円を含んでおります。 4 . 特別損失は、固定資産処分損1,026百万円、減損損失841百万円であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	4,446			4,446	
第四回第四種優先株式	64			64	
第五回第五種優先株式	85			85	
第十回第十三種優先株式	1,800			1,800	
合計	6,396			6,396	

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式				
	第四回第四種優先株式	3,070	47,600	平成22年3月31日	平成22年6月21日
	第五回第五種優先株式	3,591	42,000	平成22年3月31日	平成22年6月21日
	第十回第十三種優先株式				

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	10,006			10,006	
第四回第四種優先株式	64			64	
第五回第五種優先株式	85			85	
第十回第十三種優先株式	1,800			1,800	
合計	11,956			11,956	
自己株式					
普通株式					
第四回第四種優先株式	64			64	
第五回第五種優先株式	85			85	
第十回第十三種優先株式	1,799			1,799	
合計	1,949			1,949	

2．配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式				
	第四回第四種優先株式	0	47,600	平成23年3月31日	平成23年6月20日
	第五回第五種優先株式	0	42,000	平成23年3月31日	平成23年6月20日
	第十回第十三種優先株式	0	16,000	平成23年3月31日	平成23年6月20日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																				
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円)</p> <p>平成22年 9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,399,114</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">250,001</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">630,383</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,518,729</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	2,399,114	定期預け金	250,001	その他	630,383	現金及び現金同等物	1,518,729	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円)</p> <p>平成23年 9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,045,651</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td style="text-align: right;">899,321</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,146,329</td> </tr> </table> <p>2. 重要な非資金取引の内容 みずほインベスターズ証券株式会社の株式交換による完全子会社化に伴う取引 (金額単位 百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">親会社株式の減少額</td> <td style="text-align: right;">36,813</td> </tr> <tr> <td>株式交換益</td> <td style="text-align: right;">646</td> </tr> <tr> <td>子会社株式の追加取得価額</td> <td style="text-align: right;">37,460</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,045,651	中央銀行預け金を除く預け金	899,321	現金及び現金同等物	2,146,329	親会社株式の減少額	36,813	株式交換益	646	子会社株式の追加取得価額	37,460
現金預け金勘定	2,399,114																				
定期預け金	250,001																				
その他	630,383																				
現金及び現金同等物	1,518,729																				
現金預け金勘定	3,045,651																				
中央銀行預け金を除く預け金	899,321																				
現金及び現金同等物	2,146,329																				
親会社株式の減少額	36,813																				
株式交換益	646																				
子会社株式の追加取得価額	37,460																				

(リース取引関係)

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として、動産であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として、動産であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	12,158	12,087
1年超	25,939	20,949
合計	38,098	33,037

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(*1)	4,785,745	4,785,745	-
(2) コールローン及び買入手形(*1)	8,637,580	8,637,580	-
(3) 買現先勘定	4,198	4,198	-
(4) 債券貸借取引支払保証金	821,020	821,020	-
(5) 買入金銭債権(*1)	1,432,292	1,432,292	-
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	1,162,951	1,162,951	-
(7) 金銭の信託	18,951	18,951	-
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,200,615	1,206,707	6,091
その他有価証券	18,334,193	18,334,193	-
(9) 貸出金	33,340,484		
貸倒引当金(*1)	457,994		
	32,882,490	33,113,428	230,937
資産計	69,280,041	69,517,070	237,029
(1) 預金	56,222,302	56,176,027	46,274
(2) 譲渡性預金	761,200	760,876	323
(3) 債券	740,932	735,366	5,566
(4) コールマネー及び売渡手形	1,129,300	1,129,300	-
(5) 売現先勘定	20,604	20,604	-
(6) 債券貸借取引受入担保金	1,643,365	1,643,365	-
(7) 借入金	5,495,611	5,508,604	12,993
(8) 社債	906,900	940,390	33,490
負債計	66,920,216	66,914,535	5,681
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	162,607		
ヘッジ会計が適用されているもの	30,693		
貸倒引当金(*1)	38,448		
デリバティブ取引計	154,852	154,852	-

(*1) 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）等によっております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券等は市場価格等によっております。上記以外の金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましても、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額によっております。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、外貨建ローン担保証券等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(3) 債券

債券については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(4) コールマネー及び売渡手形、(5) 売現先勘定、及び(6) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 借入金

借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(8) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格等によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」、「資産(7) 金銭の信託」及び「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	99,584
組合出資金（*2）（*3）	7,143
その他（*2）	201
合計	106,929

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について4,623百万円、上記以外について567百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金（*1）	3,045,323	3,045,323	-
(2) コールローン及び買入手形（*1）	8,636,604	8,636,604	-
(3) 買現先勘定	4,197	4,197	-
(4) 債券貸借取引支払保証金	645,634	645,634	-
(5) 買入金銭債権（*1）	1,351,855	1,351,855	-
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	1,193,988	1,193,988	-
(7) 金銭の信託	15,421	15,421	-
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,500,667	1,512,578	11,910
その他有価証券	21,419,474	21,419,474	-
(9) 貸出金	31,953,592		
貸倒引当金（*1）	414,627		
	31,538,964	31,750,126	211,162
資産計	69,352,132	69,575,205	223,073
(1) 預金	56,172,516	56,123,767	48,749
(2) 譲渡性預金	722,630	722,297	332
(3) 債券	25,932	25,947	15
(4) コールマネー及び売渡手形	1,393,125	1,393,125	-
(5) 売現先勘定	18,024	18,024	-
(6) 債券貸借取引受入担保金	3,077,906	3,077,906	-
(7) 借入金	4,701,397	4,712,825	11,428
(8) 社債	852,300	886,692	34,392
負債計	66,963,832	66,960,585	3,246
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	128,178		
ヘッジ会計が適用されているもの	24,966		
貸倒引当金（*1）	45,041		
デリバティブ取引計	108,102	108,102	-

（*1）貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）等によっております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券等は市場価格等によっております。上記以外の金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましても、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額によっております。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、外貨建ローン担保証券等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(3) 債券

債券については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(4) コールマネー及び売渡手形、(5) 売現先勘定、及び(6) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 借入金

借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(8) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格等によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」、「資産(7) 金銭の信託」及び「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	97,565
組合出資金（*3）	8,707
その他（*2）	19
合計	106,291

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について1,397百万円、その他について23百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	900,324	907,685	7,360
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	300,290	299,022	1,268
合計		1,200,615	1,206,707	6,091

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	311,358	205,596	105,762
	債券	10,327,604	10,280,353	47,251
	国債	9,163,233	9,127,705	35,528
	地方債	90,830	89,409	1,421
	社債	1,073,540	1,063,238	10,301
	その他	921,543	900,985	20,557
	信託受益権	484,555	468,871	15,683
	外国債券	356,758	353,439	3,318
	その他	80,229	78,673	1,555
	小計	11,560,506	11,386,935	173,571
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	407,672	513,200	105,528
	債券	6,127,484	6,176,498	49,014
	国債	4,420,509	4,430,656	10,147
	地方債	65,432	65,584	151
	社債	1,641,541	1,680,257	38,715
	その他	1,218,059	1,272,866	54,807
	信託受益権	429,968	452,776	22,808
	外国債券	726,478	749,524	23,045
	その他	61,612	70,566	8,953
	小計	7,753,215	7,962,566	209,350
合計	19,313,721	19,349,501	35,779	

(注) 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、34百万円(損失)であります。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は、12,300百万円（うち株式7,698百万円、社債3,433百万円、信託受益権1,168百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

当中間連結会計期間

1．満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,400,603	1,412,628	12,024
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	100,063	99,950	113
合計		1,500,667	1,512,578	11,910

2．その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	238,260	156,155	82,104
	債券	14,477,440	14,424,214	53,226
	国債	12,390,489	12,358,240	32,249
	地方債	176,629	174,376	2,252
	社債	1,910,321	1,891,596	18,725
	その他	1,519,315	1,478,031	41,284
	信託受益権	426,000	407,199	18,800
	外国債券	1,057,133	1,035,522	21,610
	その他	36,182	35,308	873
	小計	16,235,017	16,058,401	176,616
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	416,971	553,075	136,104
	債券	4,195,742	4,228,852	33,110
	国債	3,358,149	3,359,573	1,424
	地方債	7,097	7,112	15
	社債	830,495	862,166	31,670
	その他	1,412,476	1,465,358	52,881
	信託受益権	384,730	407,091	22,360
	外国債券	952,573	966,045	13,472
	その他	75,172	92,220	17,048
	小計	6,025,189	6,247,286	222,096
合計		22,260,207	22,305,687	45,480

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したのについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、11,590百万円（うち株式10,188百万円、社債1,401百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1 . 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年 3 月31日現在)

該当ありません。

2 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年 3 月31日現在)

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの (百万円)
その他の金銭の信託	984	1,017	32	-	32

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間

1 . 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年 9 月30日現在)

該当ありません。

2 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年 9 月30日現在)

	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	928	999	70	-	70

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(其他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

其他有価証券評価差額金 (平成23年 3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	35,946
其他有価証券	35,914
其他の金銭の信託	32
() 繰延税金負債	17,546
其他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	53,492
() 少数株主持分相当額	2,793
(+) 持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	3,423
其他有価証券評価差額金	52,863

(注) 1 . 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額34百万円 (損失) は、其他有価証券の評価差額より控除しております。

2 . 時価がない外貨建其他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「其他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間

其他有価証券評価差額金 (平成23年 9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	45,671
其他有価証券	45,600
其他の金銭の信託	70
() 繰延税金負債	12,002
其他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	57,674
() 少数株主持分相当額	2,935
(+) 持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	3,662
其他有価証券評価差額金	56,947

(注) 時価がない外貨建其他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「其他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売 建	142,162	46,492	26	26
	買 建	107,217	69,207	33	33
	金利先物オプション				
	売 建	30,557	-	7	14
	買 建	51,449	-	30	15
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	21,654,201	14,276,161	319,946	319,946
	受取変動・支払固定	22,191,624	13,659,525	288,777	288,777
	受取変動・支払変動	1,932,212	1,440,602	2,802	2,802
	金利オプション				
	売 建	355,670	296,670	2,129	2,129
買 建	129,939	107,014	2,278	2,278	
連結会社間取引 及び内部取引	金利スワップ 受取変動・支払固定	210,000	150,000	970	970
	合計			33,165	33,142

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引、連結会社間取引及び内部取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	4,267,699	3,753,075	27,526	58,494
	売 建	1,590,448	557,545	53,745	53,745
	買 建	4,079,047	2,412,656	378,780	378,780
	通貨オプション				
	売 建	5,151,372	3,657,579	758,030	175,153
	買 建	5,294,110	3,811,141	1,222,393	670,249
	合計			111,801	228,555

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株価指数先物				
	売 建	17,047	-	549	549
	買 建	1,552	-	127	127
	株価指数先物オプション				
	売 建	12,999	-	93	25
	買 建	12,402	-	202	12
店頭	株リンクスワップ	184,000	184,000	-	-
	株式店頭オプション				
	売 建	1,785	-	214	133
	買 建	9,729	-	504	361
	合計			24	156

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4)債券関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売 建	41,691	-	2	2
	買 建	33,924	-	60	60
	債券先物オプション				
	売 建	2,730	-	1	0
	合計			64	63

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	商品先物				
	売 建	1,590	248	18	18
	買 建	724	-	12	12
店頭	商品オプション				
	売 建	126,350	117,792	28,023	28,023
	買 建	107,571	100,030	45,758	45,758
	合計			17,727	17,727

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）
 該当ありません。

(7)ウェザーデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超のもの （百万円）	時価（百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ （オプション系）				
	売 建	10	-	2	2
	買 建	10	-	1	1
	合計			1	1

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3．取引は降雨量に係るものであります。

当中間連結会計期間

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売 建	55,132	14,924	22	22
	買 建	138,837	26,347	30	30
	金利先物オプション				
	売 建	133,934	-	13	3
	買 建	133,767	-	26	10
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	19,480,856	12,854,825	349,040	349,040
	受取変動・支払固定	19,658,071	12,267,445	323,279	323,279
	受取変動・支払変動	1,792,165	1,349,455	2,675	2,675
	金利オプション				
	売 建	328,611	284,527	2,063	2,063
買 建	99,084	85,332	2,141	2,141	
連結会社間取引 及び内部取引	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	150,000	150,000	706	706
	合計			27,813	27,786

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引、連結会社間取引及び内部取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	3,815,107	3,351,421	36,102	61,174
	売 建	1,390,699	453,209	113,850	113,850
	買 建	3,419,446	1,933,337	507,149	507,149
	通貨オプション				
	売 建	4,513,159	3,036,748	683,210	167,732
	買 建	4,595,150	3,107,933	1,196,125	698,576
	合計			83,514	198,720

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株価指数先物				
	売 建	4,629	-	83	83
	買 建	148	-	2	2
	株価指数先物オプション				
	売 建	7,380	-	212	54
	買 建	2,442	-	17	25
店頭	株リンクスワップ	184,000	184,000	-	-
	株式店頭オプション				
	売 建	532	-	44	29
	買 建	9,918	-	273	126
	合計			46	63

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4)債券関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超のもの （百万円）	時価（百万円）	評価損益 （百万円）
金融商品 取引所	債券先物				
	売 建	41,478	-	80	80
	買 建	65,755	-	87	87
	合計			6	6

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超のもの （百万円）	時価（百万円）	評価損益 （百万円）
金融商品 取引所	商品先物				
	売 建	892	229	67	67
	買 建	1,181	-	70	70
店頭	商品オプション				
	売 建	106,975	100,761	838	838
	買 建	86,435	81,592	17,746	17,746
	合計			16,904	16,904

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3．商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）
 該当ありません。

(7)ウェザーデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売 建	10	-	0	0
	買 建	10	-	0	0
	合計			-	-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は降雨量に係るものであります。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「みずほフィナンシャルグループ」)、当行、及びみずほインベスターズ証券株式会社(以下「みずほインベスターズ証券」)は、平成23年4月28日開催の各社取締役会において、みずほインベスターズ証券を株式交換により、当行の完全子会社とすることを決定のうえ株式交換契約を締結し、平成23年9月1日に株式交換を実施した結果、みずほインベスターズ証券は当行の完全子会社となりました。

(1) 株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の効力発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の主な目的

株式交換完全子会社の名称	みずほインベスターズ証券
事業の内容	金融商品取引業
株式交換の効力発生日	平成23年9月1日
株式交換の法的形式	会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全親会社とし、みずほインベスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。
株式交換の主な目的	<p>みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。</p> <p>本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を企図しております。</p>

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に規定する会計処理を適用した結果、負ののれんが発生しております。

(3) 追加取得した子会社株式の取得原価及びその内訳

取得の対価	みずほインベスターズ証券の普通株式	37,460百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	36百万円
取得原価		37,497百万円

(4) 株式の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

株式交換比率

会社名	みずほフィナンシャルグループ (株式交換完全親会社である 当行の完全親会社)	みずほインベスターズ証券 (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る 割当ての内容	1	0.56

算定方法

みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券は、メリルリンチ日本証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社から提出を受けた株式交換比率の分析結果を参考に、かつ、みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記の株式交換比率は、みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券の株主の皆さまの利益に資するものであるとの判断に至り、みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券は平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、本件株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

交付株式数

みずほフィナンシャルグループの普通株式：322,928,897株

(5) 発生した負ののれんの金額及び発生原因

発生した負ののれんの金額 6,135百万円

発生原因

完全子会社化されるみずほインベスターズ証券に係わる当行の持分増加額と取得原価との差額によります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当行グループは、事業セグメントを商品・サービスの性質、顧客属性、グループの組織体制に基づき分類しております。

以下に示す報告セグメント情報は、経営者が当行グループの各事業セグメントの業績評価に使用している内部管理報告に基づいており、その評価についてはグループ内の管理会計ルール・実務に則して、主に業務純益(一般貸倒引当金繰入前)を用いております。

また、当行グループは事業セグメントを当行単体、みずほインベスターズ証券グループ、その他に分類し、当行単体の事業セグメントを「個人部門」、「法人部門」、「市場部門・その他」の3つの報告セグメントに区分しております。

[みずほ銀行]

みずほ銀行は、主に個人および中堅・中小企業の顧客に対して、全国の店舗・ATMネットワーク等を通じ、銀行業務やその他の金融サービスを提供しております。

(個人部門)

個人顧客に対して、全国の店舗・ATMネットワークに加え、テレホンバンキングサービス、インターネットバンキングサービス等を通じ、住宅ローン等の個人ローン、クレジットカード、預金、資産運用商品、コンサルティングサービス等の金融商品・サービスを提供しております。

(法人部門)

国内の中堅・中小企業、地方自治体、公共法人等に対して、融資、シンジケートローン、ストラクチャードファイナンス、アドバイザー業務等の金融サービスの提供や、資本市場での資金調達のサポート等を行っております。

(市場部門・その他)

顧客の財務・事業リスクコントロールニーズに対応するデリバティブやその他のリスクヘッジ商品を提供すること等を通じて、個人部門、法人部門の業務をサポートしております。また、外国為替取引や債券トレーディング、資産・負債に係わるリスクコントロール(ALM)等も行っております。なお、このセグメントの計数には本部・管理部門の経費等を含んでおります。

[みずほインベスターズ証券グループ]

みずほインベスターズ証券グループは、当行グループの個人および法人顧客に証券サービスを提供しております。法人顧客に対しては、資本市場での資金調達のサポート等も行っております。

[その他]

みずほキャピタル、みずほビジネス金融センター等、みずほインベスターズ証券グループを除く当行の子会社から構成され、主に当行グループの顧客に対して、金融商品・サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益、業務純益(一般貸倒引当金繰入前)及び資産の金額の算定方法

以下の報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎としております。

業務粗利益は、資金利益、役員取引等利益、特定取引利益及びその他業務利益の合計であります。

業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は、業務粗利益から経費(除く臨時処理分)及びその他(持分法による投資損益等連結調整)を控除等したものであります。

経営者が各セグメントの資産情報を資源配分や業績評価のために使用することはないことから、セグメント別資産情報は作成していません。

セグメント間の取引に係る業務粗利益は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益（一般貸倒引当金繰入前）の金額に関する情報

（単位：百万円）

	みずほ銀行	個人	法人	市場 その他	みずほイン ベスターズ 証券グルー プ	その他	合計
業務粗利益	421,693	139,300	196,300	86,093	24,672	24,390	470,756
経費（除く臨時処理 分）	279,368	120,800	112,700	45,868	20,301	4,191	303,860
その他	-	-	-	-	-	8,031	8,031
業務純益（一般貸倒 引当金繰入前）	142,325	18,500	83,600	40,225	4,371	12,167	158,864

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益を記載しております。

2. 「その他」には、各報告セグメント間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

4. 報告セグメント合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務粗利益及び業務純益（一般貸倒引当金繰入前）と中間連結損益計算書計上額は異なり、当中間連結会計期間での差異調整は以下の通りであります。

（1）報告セグメントの業務粗利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

業務粗利益	金額
報告セグメント計	470,756
その他経常収益	17,774
営業経費	329,390
その他経常費用	54,638
中間連結損益計算書の経常利益	104,502

（2）報告セグメントの業務純益（一般貸倒引当金繰入前）の合計額と中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益計上額

（単位：百万円）

業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	金額
報告セグメント計	158,864
経費（臨時処理分）	25,529
不良債権処理額	44,446
株式関係損益	5,918
特別損益	15,819
その他	21,533
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	120,322

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループは、事業セグメントを商品・サービスの性質、顧客属性、グループの組織体制に基づき分類しております。

以下に示す報告セグメント情報は、経営者が当行グループの各事業セグメントの業績評価に使用している内部管理報告に基づいており、その評価についてはグループ内の管理会計ルール・実務に則して、主に業務純益（一般貸倒引当金繰入前）を用いております。

また、当行グループは事業セグメントを当行単体、みずほインベスターズ証券グループ、その他に分類し、当行単体の事業セグメントを「個人部門」、「法人部門」、「市場部門・その他」の3つの報告セグメントに区分しております。

[みずほ銀行]

みずほ銀行は、主に個人および中堅・中小企業の顧客に対して、全国の店舗・ATMネットワーク等を通じ、銀行業務やその他の金融サービスを提供しております。

（個人部門）

個人顧客に対して、全国の店舗・ATMネットワークに加え、テレホンバンキングサービス、インターネットバンキングサービス等を通じ、住宅ローン等の個人ローン、クレジットカード、預金、資産運用商品、コンサルティングサービス等の金融商品・サービスを提供しております。

（法人部門）

国内の中堅・中小企業、地方自治体、公共法人等に対して、融資、シンジケートローン、ストラクチャードファイナンス、アドバイザー業務等の金融サービスの提供や、資本市場での資金調達のサポート等を行っております。

（市場部門・その他）

顧客の財務・事業リスクコントロールニーズに対応するデリバティブやその他のリスクヘッジ商品を提供すること等を通じて、個人部門、法人部門の業務をサポートしております。また、外国為替取引や債券トレーディング、資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM）等も行っております。なお、このセグメントの計数には本部・管理部門の経費等を含んでおります。

[みずほインベスターズ証券グループ]

みずほインベスターズ証券グループは、当行グループの個人および法人顧客に証券サービスを提供しております。法人顧客に対しては、資本市場での資金調達のサポート等も行っております。

[その他]

みずほキャピタル、みずほビジネス金融センター等、みずほインベスターズ証券グループを除く当行の子会社から構成され、主に当行グループの顧客に対して、金融商品・サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益、業務純益（一般貸倒引当金繰入前）及び資産の金額の算定方法

以下の報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎としております。

業務粗利益は、資金利益、役務取引等利益、特定取引利益及びその他業務利益の合計であります。

業務純益（一般貸倒引当金繰入前）は、業務粗利益から経費（除く臨時処理分）及びその他（持分法による投資損益等連結調整）を控除等したものであります。

経営者が各セグメントの資産情報を資源配分や業績評価のために使用することはないことから、セグメント別資産情報は作成しておりません。

セグメント間の取引に係る業務粗利益は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益（一般貸倒引当金繰入前）の金額に関する情報

（単位：百万円）

	みずほ銀行	個人	法人	市場 その他	みずほイン ベスターズ 証券グルー プ	その他	合計
業務粗利益	382,218	136,700	186,800	58,718	21,420	23,081	426,720
経費（除く臨時処理 分）	276,263	120,100	110,300	45,863	20,569	6,230	303,063
その他	-	-	-	-	-	7,403	7,403
業務純益（一般貸倒 引当金繰入前）	105,954	16,600	76,500	12,854	850	9,447	116,253

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益を記載しております。

2. 「その他」には、各報告セグメント間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

4. 報告セグメント合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務粗利益及び業務純益（一般貸倒引当金繰入前）と中間連結損益計算書計上額は異なり、当中間連結会計期間での差異調整は以下の通りであります。

（1）報告セグメントの業務粗利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

業務粗利益	金額
報告セグメント計	426,720
その他経常収益	53,189
営業経費	327,092
その他経常費用	76,512
中間連結損益計算書の経常利益	76,305

（2）報告セグメントの業務純益（一般貸倒引当金繰入前）の合計額と中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益計上額

（単位：百万円）

業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	金額
報告セグメント計	116,253
経費（臨時処理分）	24,028
不良債権処理額（含む一般貸倒引当金繰入額）	19,164
株式関係損益	5,336
特別損益	4,306
その他	8,581
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	80,611

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

1．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

（単位：百万円）

	みずほ銀行				みずほイン ベスターズ 証券グルー プ	その他	合計
	個人	法人	市場 その他				
減損損失	1,633	-	-	1,633	94	-	1,728

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

（単位：百万円）

	みずほ銀行				みずほイン ベスターズ 証券グルー プ	その他	合計
	個人	法人	市場 その他				
減損損失	841	-	-	841	-	-	841

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

（単位：百万円）

	みずほ銀行				みずほイン ベスターズ 証券グルー プ	その他	合計
	個人	法人	市場 その他				
当中間期償却額	-	-	-	-	-	37	37
当中間期末残高	-	-	-	-	-	1,297	1,297

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

証券子会社の完全子会社化に伴い、[その他]において6,135百万円の負ののれん発生益を計上しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	199,943.74	204,846.49
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	2,481,918	2,488,322
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	481,240	438,586
(うち優先株式払込金額)	百万円	4	4
(うち優先配当額)	百万円	0	-
(うち少数株主持分)	百万円	481,236	438,581
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	2,000,678	2,049,735
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	10,006	10,006

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	26,498.80	5,797.75
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	117,835	58,013
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	117,835	58,013
普通株式の期中平均株式数	千株	4,446	10,006
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	-	5,797.74
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	-	0
うち優先株式	千株	-	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、前中間連結会計期間は潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

株式会社みずほ銀行(以下「当行」)は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「みずほフィナンシャルグループ」)を通じて平成23年9月16日に公表いたしました「みずほ銀行とみずほコーポレート銀行の合併等の統合に向けた対応について」において、両行の合併等の統合に向け、具体的な統合の方式やスケジュール詳細等について、検討・対応準備を進めることとしておりましたが、当行、みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行(以下「みずほコーポレート銀行」)は、平成23年11月14日開催の各社取締役会において、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、みずほフィナンシャルグループの完全子会社である当行とみずほコーポレート銀行が合併を行うことについて決定し、その具体的な検討・協議に向けて、当行、みずほフィナンシャルグループ及びみずほコーポレート銀行の間で基本合意書を締結いたしました。

(2) 【その他】
該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	4,758,812	3,002,895
コールローン	8,640,000	8,640,000
債券貸借取引支払保証金	430,337	276,082
買入金銭債権	944,811	840,569
特定取引資産	1,057,313	⁸ 1,109,753
金銭の信託	984	928
有価証券	^{1, 8, 14} 19,887,559	^{1, 8, 14} 23,306,191
貸出金	^{3, 4, 5, 6, 7, 8, 9} 33,376,277	^{3, 4, 5, 6, 7, 8, 9} 31,977,021
外国為替	⁷ 130,547	⁷ 108,307
その他資産	⁸ 2,482,773	⁸ 2,439,850
有形固定資産	^{10, 11} 748,700	^{10, 11} 737,329
無形固定資産	216,366	220,037
繰延税金資産	235,826	236,455
支払承諾見返	953,547	938,033
貸倒引当金	403,089	377,370
投資損失引当金	14	1
資産の部合計	73,460,755	73,456,083
負債の部		
預金	⁸ 56,261,351	⁸ 56,207,106
譲渡性預金	1,067,200	1,028,630
債券	740,932	25,932
コールマネー	⁸ 1,129,300	⁸ 1,393,125
債券貸借取引受入担保金	⁸ 1,174,557	⁸ 2,684,429
特定取引負債	298,680	315,244
借入金	^{8, 12} 6,024,707	^{8, 12} 5,186,932
外国為替	14,040	12,962
社債	¹³ 802,400	¹³ 780,800
その他負債	2,829,438	2,709,412
未払法人税等	1,830	1,534
リース債務	18,527	16,770
資産除去債務	1,760	3,262
その他の負債	2,807,320	2,687,844
賞与引当金	9,070	8,487
睡眠預金払戻損失引当金	14,079	14,893
債券払戻損失引当金	13,344	15,245
再評価に係る繰延税金負債	¹⁰ 77,333	¹⁰ 75,806
支払承諾	953,547	938,033
負債の部合計	71,409,983	71,397,042

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	700,000	700,000
資本剰余金	1,057,242	1,057,242
資本準備金	490,707	490,707
その他資本剰余金	566,535	566,535
利益剰余金	239,365	259,205
利益準備金	1,332	1,332
その他利益剰余金	238,033	257,872
繰越利益剰余金	238,033	257,872
株主資本合計	1,996,608	2,016,447
¹⁰ 其他有価証券評価差額金	58,823	63,297
繰延ヘッジ損益	4,113	747
土地再評価差額金	¹⁰ 108,873	¹⁰ 106,638
評価・換算差額等合計	54,163	42,593
純資産の部合計	2,050,771	2,059,041
負債及び純資産の部合計	73,460,755	73,456,083

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	549,489	515,560
資金運用収益	345,453	318,258
(うち貸出金利息)	241,530	224,749
(うち有価証券利息配当金)	57,170	57,096
役務取引等収益	104,809	97,171
特定取引収益	42,663	28,195
その他業務収益	41,420	30,635
その他経常収益	² 15,142	² 41,298
経常費用	460,205	461,354
資金調達費用	59,568	45,615
(うち預金利息)	30,220	19,046
(うち債券利息)	1,607	339
役務取引等費用	30,921	30,256
その他業務費用	22,164	16,171
営業経費	¹ 304,627	¹ 300,009
その他経常費用	³ 42,923	³ 69,302
経常利益	89,283	54,205
特別利益	⁴ 28,702	38
特別損失	⁵ 3,390	⁵ 29,525
税引前中間純利益	114,595	24,718
法人税、住民税及び事業税	247	219
法人税等調整額	12,669	6,894
法人税等合計	12,421	7,113
中間純利益	127,017	17,604

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	700,000	700,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	700,000	700,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	490,707	490,707
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	490,707	490,707
その他資本剰余金		
当期首残高	190,725	566,535
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	190,725	566,535
資本剰余金合計		
当期首残高	681,432	1,057,242
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	681,432	1,057,242
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	-	1,332
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,332	0
当中間期変動額合計	1,332	0
当中間期末残高	1,332	1,332
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	96,147	238,033
当中間期変動額		
剰余金の配当	7,993	0
中間純利益	127,017	17,604
土地再評価差額金の取崩	39	2,235
当中間期変動額合計	119,062	19,839
当中間期末残高	215,210	257,872

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	96,147	239,365
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,661	0
中間純利益	127,017	17,604
土地再評価差額金の取崩	39	2,235
当中間期変動額合計	120,395	19,839
当中間期末残高	216,543	259,205
株主資本合計		
当期首残高	1,477,580	1,996,608
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,661	0
中間純利益	127,017	17,604
土地再評価差額金の取崩	39	2,235
当中間期変動額合計	120,395	19,839
当中間期末残高	1,597,975	2,016,447
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	7,084	58,823
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	9,807	4,473
当中間期変動額合計	9,807	4,473
当中間期末残高	16,891	63,297
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	17,395	4,113
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	501	4,860
当中間期変動額合計	501	4,860
当中間期末残高	17,897	747
土地再評価差額金		
当期首残高	108,931	108,873
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	39	2,235
当中間期変動額合計	39	2,235
当中間期末残高	108,892	106,638

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
評価・換算差額等合計		
当期首残高	119,242	54,163
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	9,344	11,569
当中間期変動額合計	9,344	11,569
当中間期末残高	109,898	42,593
純資産合計		
当期首残高	1,596,823	2,050,771
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,661	0
中間純利益	127,017	17,604
土地再評価差額金の取崩	39	2,235
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	9,344	11,569
当中間期変動額合計	111,050	8,269
当中間期末残高	1,707,874	2,059,041

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（1）と同じ方法によっております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～50年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。</p>
5. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 株式交付費</p> <p>株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 社債発行費</p> <p>社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>(3) 債券発行費用</p> <p>債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び注記事項（中間貸借対照表関係）5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は248,442百万円（前事業年度末は257,930百万円）であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。</p> <p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> <p>(6) 債券払戻損失引当金 債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>()相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>()キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2,830百万円(前事業年度末は4,228百万円)(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は2,717百万円(前事業年度末は4,223百万円)(同前)であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【追加情報】

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1. 関係会社の株式総額 282,673百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは429,875百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は29,000百万円、延滞債権額は518,994百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 320,170百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは275,016百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は20,828百万円、延滞債権額は486,811百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																														
<p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24,937百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は244,701百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は817,635百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、203,380百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="239 1153 750 1299"> <tr> <td>有価証券</td> <td>6,522,300百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>4,970,548百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>1,431百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="239 1366 750 1512"> <tr> <td>預金</td> <td>536,893百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>831,700百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>1,174,557百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>5,196,180百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」1,133,614百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他の資産」のうち保証金は56,704百万円、その他の証拠金等は190百万円であります。</p>	有価証券	6,522,300百万円	貸出金	4,970,548百万円	その他資産	1,431百万円	預金	536,893百万円	コールマネー	831,700百万円	債券貸借取引受入担保金	1,174,557百万円	借入金	5,196,180百万円	<p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は20,415百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は287,403百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は815,458百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は192,982百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="861 1153 1372 1299"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>43,618百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,167,294百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>4,045,432百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>1,560百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="861 1366 1372 1512"> <tr> <td>預金</td> <td>539,528百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>686,600百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>2,684,429百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>4,405,777百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」1,109,283百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他の資産」のうち保証金は56,577百万円、その他の証拠金等は190百万円あります。</p>	特定取引資産	43,618百万円	有価証券	8,167,294百万円	貸出金	4,045,432百万円	その他資産	1,560百万円	預金	539,528百万円	コールマネー	686,600百万円	債券貸借取引受入担保金	2,684,429百万円	借入金	4,405,777百万円
有価証券	6,522,300百万円																														
貸出金	4,970,548百万円																														
その他資産	1,431百万円																														
預金	536,893百万円																														
コールマネー	831,700百万円																														
債券貸借取引受入担保金	1,174,557百万円																														
借入金	5,196,180百万円																														
特定取引資産	43,618百万円																														
有価証券	8,167,294百万円																														
貸出金	4,045,432百万円																														
その他資産	1,560百万円																														
預金	539,528百万円																														
コールマネー	686,600百万円																														
債券貸借取引受入担保金	2,684,429百万円																														
借入金	4,405,777百万円																														

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,687,849百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,143,514百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 586,450百万円 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金809,036百万円が含まれております。 13. 社債は全額劣後特約付社債であります。 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は980,642百万円であります。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,884,480百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,388,583百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 596,849百万円 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金762,187百万円が含まれております。 13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は933,845百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)								
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">19,169百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">19,652百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、睡眠預金の収益計上額4,735百万円、未払債券の収益計上額2,816百万円、株式等売却益2,209百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却24,440百万円、株式等償却7,248百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、償却債権取立益16,571百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失には、減損損失1,633百万円、資産除去債務に関する会計基準適用による影響額1,015百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	19,169百万円	無形固定資産	19,652百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">19,353百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">20,205百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、償却債権取立益11,538百万円、貸倒引当金戻入益10,270百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却13,180百万円、株式等償却10,210百万円、住専処理への対応に係る費用9,086百万円、金融ADRへの対応に係る債権償却8,367百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失には、株式交換に伴う退職給付信託の一部返還損27,728百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	19,353百万円	無形固定資産	20,205百万円
有形固定資産	19,169百万円								
無形固定資産	19,652百万円								
有形固定資産	19,353百万円								
無形固定資産	20,205百万円								

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

当中間会計期間(自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
第四回第四種優 先株式	64			64	
第五回第五種優 先株式	85			85	
第十回第十三種 優先株式	1,799			1,799	
合計	1,949			1,949	

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

動産であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

動産であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	11,278	11,204
1年超	23,730	19,172
合計	35,009	30,377

(有価証券関係)

前事業年度末(平成23年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	88,274	52,659	35,614
合計	88,274	52,659	35,614

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	191,591
関連会社株式	2,807
合計	194,399

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間末(平成23年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式は該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は、以下の通りです。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	317,363
関連会社株式	2,807
合計	320,170

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	28,563.71	1,759.35
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	127,017	17,604
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	127,017	17,604
普通株式の期中平均株式数	千株	4,446	10,006
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	-	1,759.34
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	-	0
うち優先株式	千株	-	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(注) なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、前中間会計期間は潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

株式会社みずほ銀行(以下「当行」)は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「みずほフィナンシャルグループ」)を通じて平成23年9月16日に公表いたしました「みずほ銀行とみずほコーポレート銀行の合併等の統合に向けた対応について」において、両行の合併等の統合に向け、具体的な統合の方式やスケジュール詳細等について、検討・対応準備を進めることとしておりましたが、当行、みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行(以下「みずほコーポレート銀行」)は、平成23年11月14日開催の各社取締役会において、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、みずほフィナンシャルグループの完全子会社である当行とみずほコーポレート銀行が合併を行うことについて決定し、その具体的な検討・協議に向けて、当行、みずほフィナンシャルグループ及びみずほコーポレート銀行の間で基本合意書を締結いたしました。

(2) 【その他】
該当ありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 臨時報告書の訂正報告書
平成23年5月2日関東財務局長に提出。
平成23年3月16日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
- (2) 臨時報告書
平成23年5月24日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (3) 臨時報告書
平成23年6月10日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (4) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書
事業年度（第9期）（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）平成23年6月22日関東財務局長に提出。
- (5) 発行登録書及びその添付書類
平成23年6月28日関東財務局長に提出。
劣後特約付無担保社債に係る発行登録書であります。
- (6) 臨時報告書
平成23年8月1日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第15号の3（連結子会社の合併に関する基本合意書締結）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (7) 訂正発行登録書
平成23年8月1日関東財務局長に提出。
- (8) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成23年9月6日関東財務局長に提出。
- (9) 臨時報告書
平成23年11月15日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3（合併に関する基本合意書締結）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (10) 訂正発行登録書
平成23年11月15日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社みずほ銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見 睦生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦 昇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴森 寿士
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行は、平成23年11月14日開催の各社取締役会において、株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行が合併を行うことについて決定し、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行の間で基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴森 寿士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行は、平成23年11月14日開催の各社取締役会において、株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行が合併を行うことについて決定し、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行の間で基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。